

# チャールズ1世のフォレスト法復活とその示談

酒井重喜

## 要 約

チャールズ1世はその親政期に、議会に依存することなく財政難を打開するために、財政封建制を展開し、船舶税、騎士強制免除金、付加関税などとともにフォレスト法の復活という擬似合法的手段を用いた。この政策は、法務長官ノイとフォレスト巡回裁判主席判事ホランド伯によって推進され、長らく休眠状態にあったフォレスト法とエア裁判を復活させ、第1に、不法な囲い込みや伐採などの違法行為を告発して高額料金を賦課し、第2に、フォレストの境界を拡大したうえでその解除のための示談金を取得するという二つの側面を持っていた。このフォレストの内実的復活と外延的復活は、「森の住民」からは慣習的共同権を奪い、領主層（および特許権取得者）には新たな負担（料料と示談金）を課したため、国王大権の恣意的な乱用であるとする批判が無産者と有産者の双方から上がった。長期議会は、船舶税廃止法を成立させたのと同じ日の1641年8月7日に、「フォレスト確定法」を成立させ、チャールズ1世のフォレスト政策の転換をはかった。チャールズのフォレスト政策に批判的な領主層が内乱時に議会派に走るということはなかったものの、国王への忠誠心は減退し、「森の住民」の共同権喪失に対する反発とともに、スチュアート朝崩壊の基礎的な要因の一つをなした。

チャールズ1世治下の親政＝無議会期（とりわけ1632～40年）にフォレスト法が財政的観点から利用されたことは、船舶税・付加関税・後見権徴発権強化など同列の「苦情」として長期議会において非難された。これらの「苦情」はすべて財政封建制の展開の諸相に関するものであった。1629年の議会解散によって、チャールズは、その政府の財政難を打開するのに「議会の協力」という選択肢を自ら放棄してしまった。残されたのは、旧来的「国王私財」の活用のほかなかった。「国王大権の時代錯誤的な財政的活用」である財政封建制を行う以外になかった。森林地に対する国王大権の財政的活用はその一つであった。ただ、木材資源に対する将来的懸念や「狩猟」を保全する考えは根強く、森林地の保守・維持を訴える声は小さくな

かった。これがフォレストの財政的利用を躊躇させたことも事実である。また、宮廷内の派閥抗争(大蔵卿ポートルランド批判)の力学が、フォレスト政策を政争の具にするというゆがみもあった。しかし、チャールズのフォレスト政策は基本的に財政封建制の一分野として明確な財政政策であり、試行錯誤的で、しかも宮廷内抗争と絡んでいたとはいえ、「議会の協力」によらない国王収入の増大という政策目的に寄与すべく展開されたことに間違いはない。チャールズ治下のフォレスト法復活は、違法行為に対する摘発と科料賦課という内実的復活と、フォレストを拡大したうえでそれを示談金をとって免除するという外延的復活の両面をもつもので、ともに国王収入の増大を意図したものであった。長期議会におけるチャールズのフォレスト政策に対する批判の基礎には、国王大権の恣意的発動による課金に対する批判があり、フォレスト法の「人為的操作」による増収策もその文脈で批判された。

フォレストの財政的活用は、すでにエリザベスからジェームズ1世の治世でも試みられており、チャールズ治下に忽然と始まったわけではない。それにはいくつかの段階があり、エリザベスとジェームズ初期までは、木材と狩猟の保護・保全を目的とするフォレスト法の存在を前提とした「木材の販売」「林地・コピス地の賃貸」「隠匿地・開拓地の検出と地代賦課」などからなる「伝統的」方策がとられた。ジェームズ治世の後期からフォレスト法そのものを解除して、森林地の所有権を確定し囲い込み・改良・売却・賃貸などによって収入確保を図る「非伝統的」政策がとられるようになった。これによって、フォレスト内で伝統的に放牧や採木などの共同権を利用してきた共同権者(森の住民)は、それを喪失することになりフォレスト法解除に反発した。このフォレスト法解除による森林地の流動化の段階を踏み越えて、逆にフォレスト法適用の厳格化を図り、さらにはフォレスト法適用を拡大していく方策がとられた。この「非伝統的」政策の第2段階といえるものは、弛緩していたフォレスト法を突如厳格適用して科料を取り立て、加えて、数百年間受け入れられてきたフォレスト境界を突如拡大したうえでその解除を示談金で「売る」というものであった。それまでフォレスト法に服していなかった私的領主への唐突な科料と示談金の徴収が「有産者の怒り」をよんだ。この怒りとフォレスト法の解除(私有化)による共同権の喪失に対する森の住民の「無産者の怒り」とがあいまって、チャールズのフォレスト政策を上下両面から批判した。本稿では、ハマースリ G. Hammersley, ペティット P. Pettit, ハート C. E. Hart らの研究に依拠して,<sup>1)</sup> 1630年代の、フォレストに

---

1) C. E. Hart, *Royal Forest: A History of Dean's Woods as Producers of Timber* (1966) (以下, Hart, *Royal Forest* と略記); P. A. J. Pettit, *The Royal Forests of Northamptonshire: A Study in their Economy, 1558-1714*, Northamptonshire Record Society, 23 (1968), (以下, Pettit, *Royal Forests* と略記); G. Hammersley, 'The revival of forest laws under Charles I', *History*, 45 (1960).

対する「非伝統的」政策の第2段階であるフォレスト法の復活とその示談による解除の実態の一端を、グロスターシャーのディーン・フォレスト、エセックスシャー、ウォルサム・フォレスト、ノーサンプトンシャーの3つのフォレストについて明らかにすること期している。

forest は本来森林とは無縁の言葉で、foreign と同類語で outside を意味した。中世以来、国王が森林地を法的にフォレストと指定して、種々の規制を加え、狩猟と木材の保護と保全を図った。フォレストは植物学的ないし地理学的用語ではなく法律用語であり、フォレスト指定されたところは、一種の法的特区 legal franchise とされ独自のフォレスト法が施行された。E. Coke, *The Fourth part of the Institutes of the Laws of England* (1817), ch.73. Of the Forests, and the Jurisdiction of the Courts of the Forests. ここでは、フォレスト法がコモンローよりも優越しさらにはそれを排除することでできた。イギリスではこのフォレスト指定が国王大権の一部をなしており、指定地内に王有地が存在することもまた樹木が植生していることさえフォレスト指定の要件ではなかった。ダートムーアやエクスムーアなど沼沢地がフォレストに指定された事例もある。川崎寿彦『森のイングランド』72-4頁。コモンローとフォレスト法の関係について、次を参照。松垣裕「コモンローとイギリス中世の国制」『西洋史学』xcvii (1974), 七頁, 平松紘「フォレストの史的構造とフォレスト法」『青山法學論集』31-1・2・3 (1989), 40-51頁。カール・ハーゼル(山縣光晶訳)『森が語るドイツの歴史』第五章。(平松氏は同稿(一)32頁で、フォレストの本来の意味を「鹿, 猪の生息地」としている。独語 Forst の原義は「全般的利用を排除した国王の森 Königlicher, der allgemeinen Benutzung entzogener Wald」(Brockhaus Wahig, 1980-84)であり、仏語 forêt の原義は「国王の裁判所が管轄する森 forêt relevant de la cour de justice du roi (Grand Larousse, 1971-78)」である。これらについて幸田亮一氏と佐藤正年氏から教示を得た。) 1217年の「フォレスト憲章(the Charter of the Forest)」は、国王と領主(バロン)の間のフォレスト指定の拡張が縮小かをめぐり厳しい対立を均衡させるものであった。城戸毅『マグナ・カルタの世紀』73, 240-7頁。したがって、国王大権にかかわるフォレスト問題を封建的とするにはできないと思われる。封建領主と農民の関係とは区別される、国王-農民、国王-領主の関係が留意されなければならない。フォレスト法の第1の目的は、国王の独占的狩猟の確保にあった。そのために赤ジカなど狩猟獣の自由な行動とエサと隠れ場が保全されなければならなかった。王有地に限らず私的領土地や共同地の区別なく狩猟獣の自由な行動が保証されなければならなかった。ここから土地用途の自由な変更は許されず、そのためには認可を得なければならなかった。開放地の囲い込みも、私有地における木材伐採も許可なしではできなかった。その代償として森の住民に広範な共同権が容認された。馬・豚その他の家畜は自由に草やドングリなどのエサをとることが許された。家畜が牧草(herbage)を食べるために森林に9月14日から10月13日まで放牧する権利が agistment であり、豚がドングリを食べるために森林に9月14日から11月11日まで入る権利が pannage であった。これには1歳以上の豚1頭あたり1ペニーの支払いが求められた。上記期限後はその半額が求められ、またシカの繁殖期(柵月 fence month, 6月9日から7月9日まで)の放牧は禁ぜられた。また、建築や燃料のための木材伐採の権利 estover, house-bote, fire-bote が森の住民に認められた。N. D. G. James, *An Historical Dictionary of Forestry and Woodland Terms*, (1991).

全国のフォレストを管轄する司法機関の最上位にフォレスト首席判事が二名いて、トレント川の南北をそれぞれ担当した。それが巡回裁判エアを主宰した。その下にアタッチメント裁判とスワニモウト裁判があり、16世紀末までに後者に統合された。エア裁判は2・3年の間隔を置いて各フォレストに巡回して開廷され、フォレストの境界調査や各種特許の確認と下位役人の監督、下位裁判所から告訴された案件に対する最終的判決の宣告などを行った。下位裁判所スワニモウトの役人は地元住民から選ばれ、主として木材・燃料・共同地などの配分作業に携わり、罰金賦課などの処罰権は限られていて、フォレスト内の違法行為をエアに告訴する任務を担った。こうした司法体制のもとで執行されるフォレスト法は、国王の狩猟を保全するための制限的側面とフォレスト内での粗放的生業の維持という保護的側面の両面を持っていた。ハートによる13世紀のディーン・フォレストの管理模式図は参考になる。Hart, *op. cit.*, p. 16.

## 一. ウィンザー・フォレストのエア裁判・・・フォレスト法復活強化の始動

国王の狩猟権の保全がフォレスト法の主要目的だったが、16世紀までに、国王自身がロンドンを離れることが少なくなり、狩猟もロンドン近辺の森林に限定されるようになった。それとともにフォレスト法の狩猟獣保護の苛酷な厳格さも緩和されていった。<sup>2)</sup> フォレスト法の厳格さの緩和は、フォレスト指定が国王大権に属していたこと、国王に狩猟権が独占されていたことと関連していた。私的領主が森林特権を有する大陸諸国と異なって、狩猟と木材の保全を目的とするフォレスト法の存在が、私的領主が森林地の全面的な独占的特権を有するのを制限していた。集権的封建制という性格ゆえに大きな森林特権が国王に集中し、そのことが狩猟の範囲と頻度の低下とともにフォレスト法の厳格さを緩和させることになった。エア裁判の開催もウィンザーやウォルサムなどに限定縮小していき、フォレストの主席巡回判事の官職も閑職になっていった。エア裁判による中央統制の弱化は、科料収入という国王収入の減少ともなった。<sup>3)</sup> また、フォレスト法の制限的側面が弛緩したことは、その目的と意義に変化をもたらすことになった。それまで違反者を拘束する権限がなく、科料賦課も少額のものに限られていたスワニモウトは、エア裁判による中央統制から事実上解放されて、森の住民の伝統的共同権の円滑な利用を取り計らい、その恣意的で過度な行使を抑止し、また部外者の侵入を排除することに専念するようになっていた。統制機関から互助機関へとスワニモウトは変容したのである。元来、国王特権の森林地への浸透を図る目的を持っていたものが、共同権者の利害を保護し調整するものになったのである。森林地はこれによって旧来の「原生性」を保持し、住民の旧来的生業との有機的関連を維持することになった。これは森林地経済の近代化・合理化を止めることを意味した。<sup>4)</sup> より集約的な耕作を行うにも、コピス地化による木材の商業的活用のためにも、森林地内での囲い込みは必須であった。国王の狩猟の減少 エア裁判 = 中央統制の弱化 スワニモウト裁判の役割変化 住民の共同権の保護 森林地の改良停滞。かかる関連が見

2) Hammersley, op. cit., p. 86, n. 3. 「赤鹿を殺した者は、眼球をくりぬかれる」という苛酷さはなくなっていったものと思われる。遠山茂樹「アルピオンの森林史話」『中世ヨーロッパを生きる』所収、40頁。

3) J. マンウッドのフォレスト法衰微についての指摘参照。酒井重喜「17世紀初期イギリスにおけるフォレスト法解除」『海外事情研究』36-2(2009)、7頁。

4) Hammersley, op. cit., p. 87. 共同権と改良との抽象的対立を指摘するに止まってはならない。国王によるフォレスト法解除 = 私有化による改良がいかなる性格のものか。共同権者自らが別途の改良と近代化を進める可能性はなかったのか。16世紀にいったん共同権の強化がなされたにもかかわらず、17世紀に入って突如フォレスト法解除 = 私有化の嵐に遭って森の住民は反抗した。この試練は、「何百年という昔から今日に至るまで、生産者というより『拾い屋』として生活してきた農民が、真に生産者的な農民になるためには・・・何度も通過しなければならない関所」であると言えるか。戒能通孝『小繫事件』115頁。

られ、森林地経済の近代化のためには、この連鎖を断ち切る必要があった。ただ事実において、この断ち切りは、森の住民自身の生産的改良によるのではなく、国王収入を増やすという財政的目的によって行われた。

国王のフォレストからの収入は、違法行為者からの科料に加えて木材の販売さらには各種特許料(木炭作り、鉱物発掘、囲い込みなど)からなっていたが、<sup>5)</sup> 16世紀までに中央統制が弛緩しこれらの収入は確実に減っていた。フォレスト法の弛緩とともに科料収入が減少し、さらに各種免許料も定額化して下級フォレスト役人が取得する報酬になっていた。不定期な木材販売の収益は、間欠的に開かれるのエア裁判の経費に充てられるだけのものになっていた。フォレストから上がる国王収入が減少の一途をたどり、その収益から、フォレスト役人への報酬や廷臣などへの森林特許下付や共同権者への木材権と放牧権の容認を「経費」として差し引けば、フォレストは国王にとって財政的に負の資産であったと言える。フォレスト法下で共同権を享受する住民がそれを恩恵として受け取り、逆に国王はそれを重荷としてとらえるようになっていた。

16世紀から17世紀にかけて近代的主権国家の確立が対外的にも対内的にも強いられ、それに応えるための経常的支出は増大の一途をたどり、折からの物価高騰が財政難に一層拍車をかけた。「国王私財」からの旧来的収入の増加が望まれたが、その一分野をなすフォレストからの旧来的収入は上に見たように減少傾向にあった。これを逆転し、フォレストの抜本的改革による収入増が強く望まれた。森林地は、耕作用の開拓地をテナントに賃貸し地代を取得することが考えられるが、なんといてもその資産は木材であり、王室・産業家・住民向けに建築用・燃料用の木材を提供して収益を上げることが考えられる。森の住民が自家用(建材・燃料)の木材を取得するのは共同権として認められ、賃料を支払う場合も僅少な額であった。国王の古来の狩猟特権・森の住民の木材権さらに国家防衛=海軍のための木材需要、これらがフォレストに纏わり付いていた。フォレストの木材資源をより商業的に大規模に活用して国家収入を得る政策は、フォレストにまつわる国王・海軍・住民の旧来的利害と直ちに衝突せざるを得なかった。この衝突を前に、政府部内でもフォレストの商業的開発を嫌う保守派とそれを推進する改革派が対立した。保守派は、衰微しているフォレスト法を復活強化しその厳格適用によって科料収入の増加を図り、あわせ森林の商業的乱開発から森林の保護すべきであると訴えた。<sup>6)</sup> 改

5) N.Neilson, 'The forest, (ch.) 4, Estimated Values and Profits of the Forest', in *The English government at work, 1327-36, Central and prerogative administration*, v. 1, (ed.) J.F. Willard and W.A. Morris (1940), pp. 424-34.

6), 7) Hammersley, op. cit., p. 88. 酒井「フォレスト法解除」3頁。キース・トマス(山内昶監訳)『人間と自然界』320-4頁。



革派は、大蔵卿ソールズベリをはじめ政府財政の担当者たちであり、ソールズベリも前任のドーセットも木材の全国的な販売策を提案した。ただ、全国一括の木材販売政策は、数十にのぼる全国のフォレストの多様性と特殊性を無視したものであったため、ごく一部しか実行に移されなかった。<sup>7)</sup> 木材資源の市場へのアクセスがフォレストごとに大きく違い、潜在的市場価値はあっても高額な輸送費が収益性を減殺するところも少なくなかった。またフォレストの中には、住民の日常的需要を満たす共同権の行使に委ねられるばかりで、およそ商業的開発の対象となり得ないものがあった。結論として、大規模な商業的開発としての木材販売がめざましい成果を上げることはなかった。ただ、フォレスト内の産業家（とりわけディーン鉄工業者）への燃料用木材の販売は相対的に成功したものであるが、これは住民の共同権としての木材権を侵犯しその反発を惹起した。

木材販売は、コピス地の賃貸・隠匿地と開拓地の検出などとともにフォレスト法の枠内でもなされうる増収策であったが、その制約を破ってより自由に展開するためにはフォレスト法の縛りを解くことが必要であった。国王の狩猟特権と住民の共同権を犠牲にして、森林地の私有地としての分割・囲い込み・売却・賃借などの流動化を図る必要があった。国王ジェームズがなお狩猟に拘ったこともあって、1610年代にはフォレスト法解除は遅々として進まず、ようやく開始された20年代には共同権侵害に反発する住民からの抵抗や暴動にあって遅滞した。フォレストには多くの旧来的権利が錯綜しており、商業的・生産的開発のための法解除はそれらの諸権利との衝突を起こすことになった。そのため各階層のフォレスト内諸権利の不分明で重複する権原を確定・整序する必要があった。フォレスト内の下位裁判で住民の互助機関化していたスワニモウトにその任務は担い得るものではなかった。16世紀までに衰微の一途をたどっていた上位裁判エアを復活させて、そこでフォレスト内諸権利の錯綜する纏れをほどかねばならなかった。エア裁判を復活してフォレスト内諸権利の確定と整理をする点については、保守派も改革派も一致していた。保守派はそれによってフォレスト法を厳格適用して科料収入と森林保護を目指した。改革派はそれによってフォレスト法解除後の土地処理の円滑化を狙った。フォレスト法の強化を図るものとその解除を狙うものがともにエア裁判の復活に期待を寄せた。まさに同床異夢であった。

300年以上もの間、衰微するに委せられてきたエア裁判が、1630年になって突如として復活された。錯綜し重複するフォレスト内諸権利の整理確定のために、歴史の後景から前面に引き出された。これは「革命的ステップ」（ハマースリ）と評し得るものかも知れない。ただ事実はそれほど画然とはしていなかった。その時期に、トレント川以南管轄のエア裁判首席判事に就いていたのはペンブルック伯ウィリアム・ハーバートであったが、首席判事の官職は、彼が

その時保有していた多くの官職の一つに過ぎず、フォレスト政策の転換を果敢に実行することは彼に望めることではなかった。丁度30年にそのペンブルック伯が他界し、後任にホランド伯ヘンリー・リッチが就いた。ホランド伯は政策転換に対して前任者に見られぬ熱意を持っていたが、当初はやはり慎重な自制的姿勢を持っていた。それは、エア裁判復活というフォレスト政策の転換の主唱者である法務長官ウィリアム・ノイ自身の慎重さに従う形で職務を始めたからである。ノイは、1634年以降6度にわたって賦課された船舶税の創案者とされる人物で、船舶税の賦課を海港限定から全国化するという画期的な政策転換を主唱した。34年に他界したため翌35年から実施された船舶税全国化を見ることはなかった。ノイは、その豊かな尚古的法学知識を動員して国王大権の再発掘と再活用を行い、財政封建制の法律面の推進者であった。ただ、再発掘した国王大権の強引な執行が種々の摩擦を生むことを懸念し慎重を期す姿勢を崩さなかった。<sup>8)</sup>

法務長官ノイとフォレスト巡回裁判首席判事ホランド伯は、1632年9月に、エア裁判の復活再開に乗り出した。まず選ばれたのはウィンザー・フォレストであり、パークシャーのウィンザーと東隣州サリーシャーのバグショットの2カ所で始められた。<sup>9)</sup> 休眠状態ともいえる旧来のフォレスト法が再活性化され、またフォレスト指定がサリーシャーの広い地域に拡大された (reafforestation)。ただ、ウィンザー・フォレストは王邸が存在することもあって、他と違って16世紀を通してエア裁判が幾度も開廷されており、32年の開廷がことさら刺激的で反発を受けるようなことはなかった。サリーの再フォレスト化も、確かに王権の強化と私権の制限の動きではあったが、高圧的な手段が執られることがなく慎重に進められたため騒擾が起こることはなかった。<sup>10)</sup> フォレスト内諸権利の再確認とフォレスト指定の拡張は、その後のエア裁判の審理の先駆けとなるものではあったが、ウィンザー・フォレストのエア裁判に続いて各地で次々と裁判が開廷されるということではなかった。16世紀に途絶えることなくエア裁判が開かれていた点で、ウィンザーと共通するウォルサム・フォレストで時を隔かず裁判が開かれるということもなかった。事実としては、ウィンザーの裁判から丸2年たった34年になって、グロスターシャーのディーン・フォレストでエア裁判がもたれた。このことから、32年のウィンザーのエア裁判開廷が、「フォレスト政策の転換」の嚆矢とすることは難しいとハマーズリーは述べている。しかし、ハートが言うごとくその「前触れ」であったことは間違いない。<sup>11)</sup>

---

8) W. Noy, *A treatise of the rights of the crown declaring how the king of England may support and increase his annual revenues* (1715), pp.60-1. 酒井重喜『チャールズ一世の船舶税』285-6頁。  
9), 10), 11) Hammersley, *op. cit.*, p. 89; W.S. Holdsworth, *A History of English Law*, I (1956), p. 105; Hart, *Royal Forests*, p. 109.

## 二. ディーン・フォレストのエア裁判・・・フォレスト法復活強化の本格化

### (1) ディーン・フォレストにおける諸権利の確認と境界拡大

ディーン・フォレストは、ロンドンから遠方であって国王の狩猟は行われず、文字通り 300 年間エア裁判が開かれることがなかった。その点からは、「遠方のフォレスト」としてフォレスト指定解除の対象となるはずであったが、その豊かな森林・鉱物資源の故に例外的に「留保されるフォレスト」とされた。<sup>12)</sup> ただ狩猟がなされずエア裁判も長く開かれてこなかったために、森の住民は共同権を十全に享受し得ていた。広大な共有地は、同地で「スピーチ裁判 speech court」と呼ばれていたスワニモウトの管理に委ねられていた。<sup>13)</sup> 17 世紀に入って、国王収入の増収政策がフォレストに及びに至って、フォレスト法復活の政策がとられ、錯綜するフォレスト内諸権利の衝突や紛糾が表面化した。諸権利の紛糾は上位裁判であるエアによって整序される必要があった。

フォレストとして留保されたディーンにおいて、国王の増収策の影響を受けてフォレスト内諸権利の衝突と紛糾が顕在化した。ディーンでは、諸権利の衝突と紛糾が他所よりも一層激しくなる要因があった。その第 1 は、ディーン・フォレストが石炭や鉄鉱の貴重な鉱床を有し、加えて豊かな森林資源と広大な王有開放地があったという事実である。ディーンでは長らく狩猟も裁判も行なわれなかったものの、国王所有の製鉄業の作業場と燃料用木材（伐採権）の売却・賃貸から国王は収入を得ていた。製鉄業に関するこの収入を増やす圧力が、ディーンでは、1612 年から格段に強化され、製鉄業者への作業場と木材（伐採権）の長期賃貸契約は、賃貸料増額を狙う国王側によって幾度も中途更改がなされた。12 年から 28 年までの 17 年間に 4 度の中途更改がなされている。<sup>14)</sup> それまでの契約内容が杜撰であったことが、契約の中途更改を正当化する理由にされた。スタンダード 自然木の体積と木質、また堆積伐採木の容量と品質について明確な基準がなく、地元民からなるフォレスト役人と国王査察官との間での見解の相違もあった。そのため契約はいきおい大まかなものにならざるを得なかったのである。賃貸（あるいは売却）

12) 酒井「前期スチュアート期におけるフォレストの縮小と拡大」『熊本学園大学経済論集』15-3・4 (2009), 250 頁。cf. J. Nisbet, 'The history of the forest of Dean', *E.H.R.*, xxi (1906); C. Hart (ed.), *Nicholls's Forest of Dean an histrical and descriptive account and Iron Making in the Olden Time* (1966).

13) Hart, *Royal Forest*, pp.115-6. cf., ditto, *The Commoners of Dean Forest* (1951); ditto, *The Verderers and Forest Laws of Dean with notes on the Speech House* (1971).

14) 契約期間の総累計は 54 年に上り、中途更改されなかったのは満期 7 カ年の契約の 1 件だけであった。Hammersley, op. cit., p.90. cf., H. G. Nicholls, *Iron Making in the Olden Times as instanced in the ancient mines, forges, and furnaces of the Forest of Dean* (1866), pp. 31-40.



による国王収入の増大を図るために、自然木と堆積木についての曖昧な評価基準を明確化する必要があり、そのためにもエア裁判での裁定が必要であった。

ディーンにおける諸権利紛糾の第2の要因は、建築材と燃料材についての住民の共同権と国王側の木材売却策との衝突である。製鉄業は燃料として大量の木炭を必要とした。「一基の溶鉱炉は、四〇日間で半径一キロメートル相当の森を食い尽くしてしまう」ものであった。<sup>15)</sup> 樹木の生長のためには、その若木・若芽が馬・豚・羊などに食い荒らされることを防がねばならなかった。そのためには柵で囲い込む必要があった。木炭用になるコピスは伐採後数年間囲い込んで若芽の生育を保護しなければならなかった。<sup>16)</sup> まさに囲い込みはフォレストの「開発の鍵」であり、ディーンでは製鉄業への木材提供を保証するために5,000~6,000エーカーの囲い込みがなされた。これに加えて、28年までに廷臣に売却あるいは授与された3,000エーカーが囲い込まれた。ディーン全体の1/3が囲い込まれたことになる。ディーンの土地を取得した廷臣には、大蔵卿ウェストン(33年からポートランド伯)の秘書ジョン・ギボンズやパッキンガム公異母兄弟の妻バーバラ・ヴィリアーズの代理人ジャイルズ・モンペッソンなどがいた。国王の製鉄業者への木材売却(および廷臣への土地授与)は囲い込みを促進し、森の住民の伝統的共同権を侵犯した。旧来のフォレスト法は、住民の木材権(建築用・燃料用)を保障してきていた。製鉄業者への大量の木材売却による国王収入増大策は、これを侵害して住民の既得権とそれに基づく伝統的生業を破壊するものであった。1628年に、レディ・スキミングトンと称するジョン・ウィリアムズに指導される反囲い込みの暴動が起こっている。<sup>17)</sup>

フォレスト内諸権利の紛糾をさらに増幅させたものに、国王がディーン・フォレスト内で与えていた種々の「特許」<sup>コンセンション</sup>の存在がある。木材の個別的な売却特許・廷臣に与えられたタン皮の売却特許・海軍へのオーク材の割当特許・なめし革業者への短木売却の特許・地方ジェントリへの伐採木の根と切株の賃借特許などである。<sup>18)</sup> これらの特許授与が、恩顧配分によるものなのか国家防衛のためか、いずれにしろ、これらがフォレスト内諸権利の紛糾をより複雑にした。

ディーン・フォレストがロンドンから遠方であり国王の狩猟も行われていなかったにも拘わ

15) 遠山「前掲稿」54頁。同稿によると、50kgの鉄を作るのに200kgの鉄鉱石と25立方mの薪を必要とした。

16) 酒井「国王収入増収策」61頁。

17) レディ・スキミングトンおよびディーンを含む西部の暴動について。Hart, *Commoners*, p. 27; B. Sharp, *In Contempt of All Authority*, ch. iv; D.G.C. Allan, 'The Rising in the West, 1628-1631', *Ec.H.R.*, 2nd ser. (1952), pp. 76-85; E. Kerridge, 'The Revolts in Wiltshire against Charles I', *W.A.N.H.M.*, 57 (1957), p. 69. 武暢夫「1620-1630年代のイングランド西部の一揆についての一考察」『経済史研究』3号(1999)。

18) Hammersley, *op.cit.*, p. 90.

らず「留保されるフォレスト」とされたのは、豊富な森林・鉱物資源を有していたからである。増収を願う国王はこの点を見逃さず、製鉄作業場・木材伐採権・木材販売の利権を利用しようとした。その際、上に記したようにフォレスト内の既存の諸権利との摩擦を生むことになった。住民の共同権侵害は暴動にまで発展した。他方で、フォレスト内利権とりわけ製鉄業に関わる利権が、国王の恩顧配分権と宮廷内の政治的抗争と結びついていた事実に留意しなければならない。フォレストに対する国王の収入増大策は、森の住民の共同権との衝突を惹き起こすとともに、国王と宮廷の権力政治とも連動していたのである。

国王大権が収入確保に用いられるとともに、<sup>パトロニジ・ディスベンセイション</sup> 廷臣への恩顧配分的手段として用いられること（役得封建制）は、16・17世紀には一般に見られることであった。国王大権である後見権や徴発権（とりわけ前者）<sup>コンセクション</sup> に関して有力廷臣はその恩顧利権に群がり寄り、そのことが国王にとって権力基盤となり、廷臣にとっては役得という「院外救済」となった。利権の被授与者である<sup>グランディー</sup> 廷臣は、自らその利権の運用に携わることはなく又貸して中間利益を得た。国王と利権や特許を授与される者、さらに、その被授与者からその利権を又借りして運用する者が、「パトロン＝クライアント関係」を結んだのである。<sup>19)</sup>

ディーンにおける製鉄業特許も、国王 廷臣 鉄工業者と渡り、「収入確保」と「恩顧配分」の両方に目配りがなされた。ディーンにおける製鉄業特許で、1628年に期限が切れ更改がなされるものがあつた。28年までの特許権者はトーマス・ハケットであつた。ハケットはペンブルック伯ウィリアム・ハーバート<sup>パトロン</sup>を後見人としていた。28年の更改をめぐって、ハケットに対して3つの競合者が現れた。その第1は、バッキンガム公を後見人とするサックヴィル・クロウで、製鉄業に関係しかつ外交官や海軍財務官の経歴を持っていた。<sup>20)</sup> 第2の競合者は、国務卿ジョン・クックを後見人とするジョン・カールで、ハートフォードシャーで製鉄業を営んでいてこの機会にディーンにまで手を広げようとしていた。第3は、ベイジル・ブルックとジョージ・マインのパートナーシップであつた。マインはミネラル・アンド・バタリ社の副支配人であつた。かれは、ペンブルック伯が有力廷臣でかつディーン・フォレストの主席治安官をしていたこともさることながら、ミネラル・アンド・バタリ社の理事をしていた点を重視し、

19) 酒井『混合王政と租税国家』188-91頁。

20) クロウは、商船用の銃鑄造独占権を失ったところであつたため一層ディーン利権を望んでいた。Hammersley, op. cit., p. 91; CSPD, 1619-23, p. 202; CSPD, Addenda 1580-1625, pp. 629, 639; CSPD, 1627-8, p. 100. クロウのフォレスト法解除への関与について。Hoyle, 'Disafforestation and drainage', in (ed.) ditto, *The Estates of the English Crown 1558-1640* (1992), pp. 372, 5. cf., Hart, *Commoners*, p. 34. 外交官＝コンスタンチノーブル大使については酒井『近代イギリス財政史研究』118頁参照。

その誼を利用してハケットを自分たちのパートナーシップに抱き込んだ。ペンブルック伯は2年分の賃貸料 6,000 ポンドを政府に前払いすることで製鉄業特許を確保した。これを直ちにマインらのパートナーシップに委譲し、自らは年額 600 ポンドの収入を得ることになった。そのペンブルック伯が30年に他界し、跡を弟のモンゴメリ伯フィリップ・ハーバートが引き継いだ。あわせてディーンの主席治安官の地位も31年6月に引き継いだ。新たな後見人モンゴメリは兄に比べて製鉄利権への関心は薄く、そのためマインとブルックの契約の後ろ盾は脆弱なものになった。ここに付け入って、<sup>コントラクトマン</sup>利権屋エンディミアン・ポーターを後見人とする地元人ベイナム・スロックモートンが、マインらの契約に対する批判を展開し製鉄業特許の奪取を図る動きを見せた。<sup>21)</sup>

ディーン・フォレストにおいて、種々の権利が錯綜するというフォレスト全般に見られる事情に加えて、製鉄業の適地であるという特殊な事情が、エア裁判による確認と整理をことさら重要なものにした。まず1632年12月に、チェスターの判事でウェールズ評議会の副議長であるジョン・ブリッジマン卿がディーンの副治安官に選ばれ、その配下のジョン・プロートンが33年4月にディーンの主席査察副官に任ぜられ、査察総監チャールズ・ハーバードの下で、ディーンの資産状況の調査にかかった。<sup>22)</sup> この「1633年調査」は、翌34年に開廷されるエア裁判の準備のためであり、ブリッジマン自身その判事の一員になることになっていた。34年2月に、国王と大蔵卿ポートランドからフォレスト関係者にエア裁判開廷の意思が公示された。製鉄利害関係者であるブルック、マインそれにジョン・ウィンターに対して、エア裁判開廷前に海軍用木材を含む一切の木材の伐採を禁ずる指示がなされている。<sup>23)</sup> 裁判開始の報が広まるにつれ、森の住民は、フォレスト法が(一部)解除されて、自分たちの既得権を無視して国王による特権や土地の売却がなされるのではないかとの不安をもった。また廷臣のなかには子爵

21) Hammersley, op. cit., pp. 90-1.

22) Hart, *Royal Forest*, p. 109. プロートンは調査を1633年8月23日に完了し、そのなかで、ディーンに166,848本の木があり、鉱石溶解に用いれば1本の木が(4コードになると計算して)1ポンドに相当し、これを王有鉄工所で用い、私企業への売却をしないように提言し、またディーンの木材のうち1/3が船舶建造に向いており、とりわけ1,000エーカーあるリー・ベイリ区にある23,347本の木は良質で船舶建造用(湾曲材、ひじ材、外部腰板、厚板材)に向いている、とした。プロートン自身、主席副査察官でありながら鉄工業者となり、そのための木材の確保を望んでいた。*ibid.*, pp. 119-20 なお34年のエア裁判から40年のウィンターへのディーン全体の「授与」にいたるまでのフォレスト管理は、ヴァーダラー *verderer* と調査官 *regarder* という旧来的役人が違反者摘発を行ったが、その他樹木官 *woodward*、森林官 *forester*、パウベアラーなどの世襲の森林小役人がおり、その関心はフォレストの保全よりその役得に向いていた。ただ、プロートンがついた査察総監の指揮下にある査察副官は、この時に新設されたものである。*ibid.*, p. 131.

23) *CSPD*, 1633-4, pp. 380-1; Hart, *Royal Forest*, p. 110.

チャールズ・アンドヴァーと国王私室官ジェームズ・レヴィングトンの両名のように、フォレスト法解除を見越して、開放地 8,000 エーカーをエーカー当たり 4 シリングでの賃借権授与を願い出るものもいた。<sup>24)</sup>

このときグロスターシャーの有力者で製鉄業者でありカトリック教徒のジョン・ウィンターが、特許取得の申請を行っている。現行契約の期限切れとともに、ディーンの樹木と土地を、前納金 8,000 ポンド、年額賃貸料 4,000 ポンドにて借り受ける申請をした。この申請は 34 年 4 月に受け入れられた。ただ条件がついており、エア裁判における調査の結果を見て、該森林に関わるより有利な賃貸契約の提示が 34 年 9 月までに現れた場合それを受諾し、ウィンターには前納金の半額を利付きで返済してキャンセルするというものであった。<sup>25)</sup>

ディーンでエア裁判が開かれることは、前年の 33 年から一般に知らされており、審理は 2 年前のウィンザーの場合と同様、旧知のフォレスト調査 (perambulation) に基づいてなされるものと思われていた。ただ、ウィンザーは、他のフォレストと違って 16 世紀にもエア裁判が幾度か開かれていてフォレスト法がこともなく執行されていた。これと違って、ロンドンから遠いディーン・フォレストでは、エア裁判とフォレスト法は長らく休眠状態にあった。そこに国王の増収策の触手が伸びたことによって、新旧のフォレスト内諸権利の衝突が露わになって紛糾する事態が生まれていた。その紛糾は、地元の陪審員と役人の証言のみによるという旧来の簡略なエア裁判では解決不能のものであった。一つの紛糾の解決がそれ以上の新たな紛糾を生むというディーンでの事態は、ウィンザーの場合とはっきり違っていた。<sup>26)</sup> ディーンのエア裁判には、32 年 9 月のウィンザーの裁判には明示的に見られなかった新たな政策意図 (= フォレスト法のより意識的な活用) が露骨に持ち込まれていた。ディーンに数ヶ月遅れて、ウォルサム・フォレストで、さらに数ヶ月遅れてハンプシャー (ニューフォレスト、チュート、アリスホルト) とノーサンプトンシャーのフォレストでエア裁判が開かれた。そこでは、フォレスト法と境界調査の再確認という点ではウィンザーの裁判と同じであったが、その手法と意図の露骨さはディーンに倣うものであった。<sup>27)</sup> ディーン以降のエア裁判の特徴をクラレンドンは、次のように言っている「(そこでの審理は) 高位で貴顕の人々にことのほか重くのしかかった。みずからは下卑な圧迫は受けないものと自認していたため、ことのほか痛切にそれを記憶に止めることになった。」<sup>28)</sup> 34 年のディーン以降のエア裁判では、共同権喪失を恐れる森の住民も

24) Hammersley, *op. cit.*, p. 92, n. 26; *CSPD*, 1633-4, pp. 380-1. さきのサックヴィル・クロウもフォレスト内での大砲鑄造特許を申請している。

25) Hammersley, *op. cit.*, p. 92; Hart, *Royal Forest*, p. 110.

26), 27) Hammersley, *op. cit.*, pp. 92-3; *CSPD*, 1634-5, pp. 143, 227, *CSPD*, 1635, pp. 12, 130.

28) E. Clarendon, *History of the rebellion* (1888), i, p. 85; Pettit, *Royal Forests*, p. 83. 酒井「フォ

さることながら、とりわけ社会的に上層のものがフォレスト法の厳格適用の圧迫を受けたのである。

フォレスト法の厳格適用によるフォレストの財政的活用という発意は、既述のとおり法務長官ノイによるものであった。ただ、ノイが実際に主導した1632年のウィンザーのエア裁判は、旧来法を肅々と適用するもので、けっして瞠目すべき新奇さと露骨さをもつものではなかった。そのノイが34年8月9日に病没してから事態は大きく転換することになった。<sup>29)</sup> エア裁判の判事は、トーマス・トレヴァ、ジョン・ブリッジマン、ウィリアム・ジョーンズが引き続き務め、主席判事もホランド伯が留任した。ただ、エア裁判におけるノイの跡を埋めるために、国王は34年3月にジョン・フィンチ卿を新たに選任した。<sup>30)</sup>

フィンチは、フォレスト法の財政的活用の発案者ノイの微温的やり方を大きく踏み越える意思を固めていた。ノイは、ディーン・フォレストの現行の境界をそのまま認めて裁判を進める心づもりであった。その境界は1300年以来一度も問題視されたことなく不変のままであった。フィンチは、この境界の有効性に疑義を呈してフォレストの拡大を図ろうとした。1300年の境界調査が、同地の17の村落(vill)をフォレスト法適用から除外したことを覆そうとした。300年以上もの間、問題視されてこなかったフォレスト境界に疑義を示し、その間フォレスト法の適用を受けてこなかった地域を突如フォレストと見なすことに、フィンチはためらわなかった。さらに、ディーンでの製鉄業利権を得たギボンズ、ブルックス、マイン、ウィンターらに対して、利権獲得競争で敗れたスロックモートン、クロウ、カールらが、巻き返しの策動を行い、特許保有者の違法行為を根拠薄弱な風評の形で流布した。<sup>31)</sup> フィンチは、この風評すら裁判の証拠とする考えであった。

1634年7月10日に、いよいよディーン・フォレストの巡回裁判=エア裁判が、ホランド伯によってグロスター・キャッスル(当初はミッチェルデン村)で開廷された。<sup>32)</sup> まず、共同放

---

レストの縮小と拡大」254頁。

29) Pettit, *Royal Forests*, p.84.

30) 法務長官の後任にはジョン・バンクスが就いた。Hammersley, op.cit., p.93; CSPD, 1634-5, pp. 206, 221. トレヴァは皇太子時代のチャールズ付き弁護士の経歴があり、ブリッジマンは前述のとおりウェールズ評議会の副議長の経歴があり、ジョーンズはアイルランドで判事を務めたのち当時は王座裁判所の判事をしていて、フィンチは1628年に庶民院議長を務めた経歴を持ち、当時王妃付法務長官をしていて、これらの判事はすべて勅任であり国王大権の護持者であった。ジョーンズとトレヴァとフィンチは、37-8年の船舶税裁判において支払拒否者ハムデンに有罪判決をした判事で、40年の長期議会においてフィンチは大逆罪を宣告されてオランダの亡命し、トレヴァは弾劾を受け退職している。ジョーンズは死亡のため弾劾を免れた。フィンチは亡命から帰国して王政復古後「国王殺し」裁判に携わっている。酒井『チャールズ一世の船舶税』第9・10章参照。

31) Hart, *Royal Forest*, p.111.

32) 開廷とともに、ディーンのエア裁判は、樹木官 woodwards らに対して森林調査を命じている。前



牧権からフォレスト官職権に至るまでのフォレスト内の諸権利の再確認がなされた。その数は120件にも上った。森の住民からは次のような既得の共同権の確認が求められた。家屋の建築と修繕のための木材取得権 (house-bote)。柵を修繕するための木材と茨の取得権 (hey-bote, hedge-bote)。燃料用の朽ち木と枯れ木の取得権 (fire-bote)。少額を支払ってのフォレスト内荒蕪地の共同利用権。豚銀 ('swine-silver') と呼ばれる数ペンスの利用料を支払っての森林内豚放牧権。樹木官からは、古来の慣習による伐採木の側枝と冠枝 (lop and top) および風倒木の取得権の再確認が求められた。<sup>33)</sup> ディーンのエア裁判があった翌年の1635年に、その判事はベイリフと副治安官に次のような指示を出している。1. 樹木その他の役得はその権利を証明できる者に限る。2. 燃料用材取得権 (fire-bote) は朽ち木と枯れ木だけに限られる。3. 家屋建築用材取得権 (house-bote) には制限が加えられる。4. フォレスト内の騒動のもととなる居酒屋 (alehouse) は禁止される。5. 鉄工所のものでない小屋 (cabin) は壊される。6. 盗木、細断、枝切り、家畜の食葉放牧 (browsing) は禁止される。7. 木皿、板紙、シャベル、鞍杵などの木材業者を立ち去らせる。8. 羊と山羊の共有地立ち入りは禁ずる。<sup>34)</sup> このような指示がエア裁判の翌年に出されたということは、裁判において森の住民の伝統的共同権が大きく圧迫されたことを意味していよう。

既得権の検証について、フォレストの「境界踏査」の検証がなされた。ディーン・フォレストの境界は、1298年と1300年の踏査に基づいており、それは1301年の<sup>レターズ・パテント</sup>開封勅許状によって確認され、エドワード三世の制定法も承認していた。フィンチは、この「境界踏査」を無効として否認した。エドワード一世時代の「境界踏査」が、ジョン王以前にフォレストであったと

---

述の通り、エア裁判に先行して、主席査察副官ブロートンによってすでに「1633年調査」がなされていたが、再度詳細な「1634年調査」が命ぜられたことになる。「1633年調査」は、総樹木数を166,848本、その価値177,187ポンドとしていた。「1634年調査」結果は以下の通りであり、ディーンが王有鉄工所補給燃料材と王立海軍船舶用材に適した木材を産すること、しかもセヴァーン川とワイ川による輸送が至便である点を指摘している。Hart, *Royal Forest*, pp. 278-9.

良質木材のオーク	— 55,450 本	163,764 トン	£ 81,982 (トン当たり 10s.)
良質木材ブナ	—— 22,175 本	49,305 トン	£ 17,250 (トン当たり 7s.)
小計	77,625 本	213,069 トン	
木材にならないオークとブナ	—— 64,007 本	160,920 コード	£ 53,640 (コード当たり 6s.8d.)
オークとブナの良質木材の内の屑木	—— 78,940 コード		£ 26,315 (コード当たり 6s.8d.)
		計	£ 179,187

33) Hart, *Royal Forest*, pp. 112, 26, 27. Hart, *Commoners*, pp. 29, 46, 167. house-bote は森役人ヴァーダラーの検分を必要としたが、fire-bote は森役人の検分の必要がなかった。ただ少額の支払いが必要であった。この支払を怠ると、鎌による伐採 bill-hewing の場合6ペンス、斧による伐採 axe-hewing の場合1シリングの科料がかけられた。戒能『小繫事件』42頁参照。

34) Hart, *Royal Forest*, pp. 114-5. この「1635年の指示」は、下役人と森の住民に対する規制と部外者の排除であり、領主層や鉄工業者への規制ではない。

ころや国王直轄地であったところをフォレスト指定から除いたのは越権行為 (*ultra vires*) であると主張した。さらに、フォレスト指定から外されたいいくつかの村落が依然としてフォレスト内の共有地の利用権を行使していたこと自体、フォレストの狭小化の不当性を物語っているとした。フィンチの姿勢は大胆なものであったが、国王大権の擁護者を自認するものが国王の法と制定法を否認するのは皮肉であった。地元民からなる陪審員団は、諸法規ならびに300年続いた慣習に照らして現行の境界が有効であるとの見解を示した。フィンチはこれを強引に押し返した。<sup>35)</sup>

## (2) フォレスト法の内実的強化・・・違反告発と科料賦課

その後、ディーン・エア裁判は、フォレスト法に対する違反行為の確認を始めた。1634年7月10日のエア裁判開廷に先立って同年6月10日に、下級裁判所スワニモウトが開かれ、違反者に対する事情聴取を行い起訴状 (a roll of presentment) を作成して、エア裁判に提出した。起訴状には違反事実と違反者名が記されていた。木材の伐採・取得・売却、420件；囲い込みと浸食地、260件；密猟80件；製鉄所の無許可建設10件；その他30件。これらの事案の多くは、1事案に複数の被疑者名あげられていた。また、違反行為とされたものの中には40年も前のものもあった。とにかく、スワニモウトが作成した800件に及ぶ起訴状に基づいて、エア裁判は異例の迅速さで判決を下した。科料は、総額14万ポンド余に上るものであった。<sup>36)</sup> フィンチは、多くの被疑者のうちで製鉄利権に関わっていたブルック、マイン、ウィンター、ギボンスを狙い撃ちし見せしめ的な科料の賦課をした。その額は8万ポンド余に上った。裁判手続きの簡略さと科料の高額さがいかにも対照的で、被疑者の不満をかき立てた。見せしめ的事であったことは、4名の鉄工関係者の起訴が、多数の他のもののようにスワニモウトの起訴 (presentment) だけによるのではなく、これを越える「特別の起訴 (indictment)」によっていたことからよく分かる。<sup>37)</sup>

まずギボンスについて、ディーン・フォレスト内で認可された以上の土地を取り込んで囲い込み、その土地で木材伐採をしたことが、違反行為とされた。判決によって、ギボンスは8,600ポンドの科料をかされその9割に当たる8,000ポンドを支払った。これは特別起訴によるものであった。スワニモウトの起訴内容は、1629年から34年の間に、それぞれ2ペンスに相当するオーク4,000本とブナ200本を伐採したこと、コピス地を損傷して1,200ポンドの被

35) Hammersley, op.cit., p.95.

36), 37) *ibid.*, p.96; Hart, *Royal Forest*, p.112. ハマースリは科料総額を13万ポンドとしているが、14万ポンド余の誤算と思われる。

害を国王に与えたこと、年価値 113 ポンド余の土地 940 エーカーを囲い込んだこと、であった。これと比べると、特別起訴による 8,600 ポンドの料料がいかに高額であるかは明白である。<sup>38)</sup> この高額な料料をかせられはしたものの、ギボンズは時を攔かずその大半を支払っている。料料額が異常に高額であったことともに、それと支払額との比が他に抜きん出て高いものであった。この理由は、様々に推測される。ギボンズがそれに相当する違反行為を実際に行っていた、同じ事であるが認可の不法な拡大適用に対する正当な代価であったという推測があり得る。一方で、フィンチが、大蔵卿ポートルランドとつながりのあるギボンズを狙い撃ちして、ポートルランドの政治的威信の失墜を図ったとする見方もあった。駐英ベネチア大使がこの見方を行っている。<sup>39)</sup> フィンチはポートルランドの威信を毀損するために異常に高額な料料をかけた。ポートルランドとその配下にあるギボンズは、抵抗せずすみやかに高額料料の支払をして攻撃者の氣勢をそごうとした。ベネチア大使はこのように言っている。この見方は真相の一面を確かに衝いていたとはいえ、ポートルランドとのつながりが強いのはギボンズのみで、ブルックやマインやウィンターはポートルランドとのつながりは薄くむしろその利権取得はペンブルック伯に負っており、ペンブルック伯はポートルランドのたんなる追従者ではなかった。結局、フォレスト内利権取得者で有力なものが高額料料の判決を受けたのは、フィンチによる見せしめの要素があったであろうが、それが大蔵卿ポートルランド伯の威信を傷つけることを意図していたというのはギボンズ以外には当てはまらないと思われる。

ギボンズに続いて、ブルックとマインに対して、過去 6 年間に木材 178,200 コード (コード当たり 6 シリング 8 ペンス) の盗伐したとの告発がなされた。<sup>40)</sup> かれらは、製鉄業の特許を取得しており、それには当然燃料用の木材の取得も盛り込まれていたものと思われる。しかし、実際に伐採して利用したものはそれより多いとフィンチは裁定したと思われる。ブルック

38) *ibid.*, p.112. 酒井「フォレストの縮小と拡大」253 頁。

39) Hammersley, *op. cit.*, p.97; Pettit, *Royal Forests*, p.83; CSPV, 1632-6, pp.100, 220-2, 263-4, 293; CSPD, 1633-4, pp.ix; S.R. Gardiner, *History of England 1603-42* (1884) vii, pp.362-5. 王妃アンリエッタ・マリアの寵を得ていたホルランド伯は、カーライル、ドーセット両伯爵、カンタベリ大主教、国璽尚書らとともに大蔵卿ポートルランド伯リチャード・ウェストンの「傲慢さ」に反感を持ち、フォレスト問題にかこつけてその政治的威信の毀損を図ったが、ポートルランド自身なお国王の君寵を受けていた。トーマス・ロウ卿はボヘミア王妃への書簡 (34 年 12 月 10 日) の中で、ホルランド伯がフォレストの取り戻しを図ったのは国王への忠義からではなかったが国王に収入をもたらすことが思慮の外であったわけではない、と言っている。CSPD, 11634-5, p.350.

40) コードの長さが、ディーンでは他より少し長かった。一般には 8 フィート 4 インチ x 4 フィート x 4 フィート = 128 立方フィートであったが、ディーンでは、8 フィート x 4 フィート 3 インチ x 4 フィート 3 インチ = 150 立方フィートであった。Hammersley, *op. cit.*, p.97, n.42; N.D.G. James, *op. cit.*, pp.38-9; Hart, *Royal Forest*, p.113.

とマインには 59,039 ポンド 16 シリング 8 ペンスの料料支払いが命ぜられた。ブルックとマインはディーンの地元人でなく特許の運用を直接に行うことなく實際家に委ねていた。この實際家の「不注意」による違反行為を特許の被授与者が負うことになった。

これに対してウィンターは地元民でディーン・フォレストに隣接する土地の所有者であった。国王の信任も厚く、また熱心なカトリックであった。このウィンターに対して、60,700 コードの木材を窃取したとの告発がなされ、20,230 ポンドの料料が言い渡された。ギボンズ、ブルック、マイン、ウィンターは王座裁判所に控訴したり枢密院に抗弁をした。そこで無実を証明することはできなかったものの、逆にエア裁判での告発の正当性が再立証されることもなかった。

製鉄特許 (concession, grant) で認められている限度を超えて木材を窃取したことに対して料料がかけられたのだが、それは違反行為に対して料料がかけられたのであって、当該特許の即時取り上げということにはならなかった。ギボンズは、そのパトロンである大蔵卿ポートランドに累が及ぶことを避けようとしたのか、宣告された高額料料の大半を速やかに支払い、特許自体はそのまま保持した。エア裁判直後に、マインはその特許の持ち分をウィンターに売却してこの利権から身を引いた。ブルックとウィンターはその特許の保全に努め、それが国璽の押印されている開封勅許状の保証を有することを主張した。開封勅許状の保証のある特許をエア裁判所が没収したり無効にしたりすることはできなかった。ただ、エア裁判主席判事は鉄工所への木材供給を停止させることはできた。したがって、両名は製鉄特許を失うことはなかったが、木材供給差止めという威嚇を受けた。この膠着状態は国王によって打開され、1636年6月までに、国王は、まずブルック、ウィンター両名の特許を中途放棄させ、料料を1/5に減額するとした。両名はこの国王提案を受入れ、ブルックの裁定料料額 59,039 ポンドは 12,000 ポンドに、ウィンターの裁定料料額 20,230 ポンドは 4,000 ポンドに減額された。<sup>41)</sup>

次いで、新しい製鉄特許の入札募集がなされた。旧特許権保持者ブルックも応募し、サックヴィル・クロウは、12,000 コードをコード当たり 10 シリング (= 年賃料 6,000 ポンド) で授与されることを申請し、ネイナム・スロックモートンは同量をコード当たり 7 シリング 6 ペンス (= 年賃料 4,500 ポンド) を提示した。結果は、1636年7月12日に、スロックモートンとクロウにブリストルの二人の商人ジョン・テイラーとジョン・ガニングの4人のグループに落札されることになった。契約期間は21年、年賃料は最初の13年間は6,600 ポンド (= コード当た

---

41) *ibid.*, p.114. 同じ1636年の1月には、ディーンの木材売却委員の一人ウィリアム・カウズは販売に関する対国王債務 1,079 ポンドの放棄を認められている。共同権喪失に反発する暴動者スキミングトンの逮捕の功績に報いるためのものであった。

り 11 シリング), 以後は 6,000 ポンドとされた。年賃料 6,600 ポンドはそれまでのものより年額 2,500 ポンドの増であった。<sup>42)</sup>

国王はエア裁判で示された 4 名の製鉄特許保持者の科料総額 8 万ポンド余全額を徴収することなくそれを 1/5 に削減し、現行の特許保持者を追放し新たな入札者にそれを渡した。まさに中間的な方策をとったのである。国王は、エア裁判による違法行為の認定と科料賦課を鵜呑みにはしなかったのである。国王も、フォレストの財政的活用を願ってはいたが、フィンチらのエア裁判による違法行為の徹底的告発をそのまま認めることはなかった。ハマースリはこれを次のように説明している。「国王は、国王大権と財政と衡平の間のバランスをとろうとして、3 ついずれも減じた。」<sup>43)</sup>

42) *ibid.*, pp.117-8. 1636 年のスロッキモートンらへの製鉄利権の賃貸契約締結後の 37 年 11 月 28 日に、またしてもディーン・フォレストの調査がウィリアム・マートンらに命ぜられた。38 年 1 月 17 日に出された調査結果(「1638 年調査」)は次の通りであった。ディーンにおける 11 の樹木官区 (woodwardship) のうち 1,000 エーカーのリー・ベイリ区を除いて、オークは 70,971 本、この内木材 (timber) となり得るもの 24,549 本、ブナは 20,923 本、風倒木・風傷木 (stoggles) は 13,663 本で、樹木総数は 105,557 本であった。樹木の多くが朽ちつつあり、木材になり得るものの総トン数は 61,928 トンであった。そのうち 1,435 ロード (ロード=5 立方フィート) が造船適用であり、総コード数は 150,808 コードであった。一般木材はトン当たり 10 シリング、船舶用木材はトン当たり 15 シリング、コードウッドはコード当たり 1 シリング~3 シリング 6 ペンスで計算して、総評価額は 120,261 ポンドであった。この調査では、パース・ベイリフ区のハドナルの中心セント・プリアベルで国王のテナントから放牧権と採木権の主張がなされ、エーカー当たり 3 シリング 4 ペンスの価値のある樹木を年額 12 ペンスの支払いで取得していたことも付記されていた。「1633 年調査」と「1634 年調査」では含まれていたリー・ベイリ区は、23,100 本のオークとブナがあり、そのうちブナが 1/4 で、船舶用木材が 6,000 ロードを産するとされていた。*ibid.*, p.109. リー・ベイリ区の 23,100 本をそれを除いた「1638 年調査」の樹木数 105,557 本に加えて 128,657 本がディーン・フォレストの総樹木数ということになる。「1633 年調査」ではその数が 166,848 本で「1634 年調査」では 141,632 本であった。樹木の内木材になり得るものはリー・ベイリ区では樹木総数 23,100 本のうち 8,000 本であり (ハートはこれを 18,000 本としているが誤りであろう。*ibid.*, p.121.), リー・ベイリ区以外のその数 24,549 本と併せてディーン全体では 32,549 本が木材用樹木ということになる。「1634 年調査」では、その数が 55,450 本であった。リー・ベイリ区の 23,100 本の樹木の価値が 1 本当たり平均 1 ポンドとすると、これにリー・ベイリ区以外の樹木価値 120,261 ポンドを加えて、ディーンにおける樹木の総価値額は約 143,000 ポンドということになる。

ディーン・フォレストが、鉄鉱石に恵まれていたためその森林が鉄工業に貴重なものであったことがその第 1 の特徴であったが、さらにその樹木が良質の船舶用木材として貴重であったことがその第 2 の特徴であった。ディーンの主席査察副官プロートンは、国王の木材が船舶建造用に盗伐されている事実を摘発し (1633 年 11 月 19 日)、海軍はプロートンに盗材で建造された船舶の差し押さえを命じ、副治安官ブリッジマンは木材窃盗者の処罰を行っている。エア裁判に伴った 33 年・34 年・38 年の各「調査」は、フォレスト法復活とその厳格適用による違反行為摘発の基礎資料を提供するものであったが、鉄工業者による「盗木」に加えて造船業者による「盗木」の摘発のためのものであったと思われる。船舶用材の合法的伐り出しのための申し出もなされ、プリストルの商人ヘンリ・ヒッポンと船大工エドワード・ラッセルはディーンから船舶用材をロード当たり 10 シリングでウールウィッチ、チャタム、デトフォードに移送する免許の申請を、国王・海軍に対して 1634 年 11 月と 35 年 3 月にしている。海軍は船舶用材の乱伐による枯渇を懸念し 1639 年 7 月に、ディーンクワウンのオーククワウンにつき、伐採用 9,599 本 (= 15319 ロード) と生育用 985 本 (= 649 ロードと 499.5 コード) に王冠章と太矢尻印の印を付けた *ibid.*, p.122.

43) Hammersley, op.cit., p.98.



ディーン・エア裁判において、違法行為に対する高額のコ料賦課が宣告され、国王は、科料の満額徴収をせず大幅な減額をした。製鉄特許に関わる3人の有力者の科料額と支払実額は次のようであった。ギボンズ：£8,600 £8,000；ブルックとマイン：£59,039 £12,000；ウィンター：£20,230 £4,000、計£87,865 £24,000。この時のディーンの裁判で命ぜられた科料総額は14万数千ポンドであり、ここからギボンズら4名に対する科料額87,865ポンドを差引いた5万数千ポンドがその外のものにかけられた。このうち17,000ポンドがさきの4名以外の地元製鉄業者・製鉄特許保有者にかけられた。そのうち地元の土地所有者にして製鉄業者であるベネディクト・ホールには、1,300ポンドがかけられ880ポンドに減額されている。その外、下位のフォレスト役人に2,400ポンドがかけられられ、50ポンドに減額されている。さらに種々の軽罪に対するもので、樹枝の切り落としに対する2シリングのコ料、小屋・家屋の不法建築に対する2ポンドから10ポンドのコ料、木材・コピスの伐採に対する100ポンド以上の科料、などがあった。これらはフォレスト内の貧民にかかりその負担は軽いものではなかったと思われる。しかし、ギボンズら4名の科料を除く5万数千ポンドの科料額のうち、実際に支払われたのはわずか数千ポンド程度であった。全体としてディーン・エア裁判が宣告した科料総額14万数千ポンドのうち支払実額は、その約1/5の26,000~30,000ポンドであったと推定される。ブルックやウィンターの事例に典型的に見られるように、多くの科料は、被疑者からの訴えを受けて大幅に減額された。<sup>44)</sup> 国王大権と収入と衡平のいずれをも配慮した結果であろう。しかも科料徴収の執行機関が無いに等しい状態であったから、科料回避も少なからずあった。結果として、ディーンの裁判を受けて支払われた科料件数でスワニモウトの公的記録にあるのは42件で当初の告訴件数の5%強に過ぎなかった。<sup>45)</sup>

### (3) フォレスト法の外延的拡大と示談金徴収

1634年のディーン・エア裁判によるフォレスト境界の拡大とフォレスト内違法行為に対する科料賦課という政策は、国王による大幅な減額ということもあって、直ちに不満を惹起することはなかった。しかし、その後1年のうちに、国王が拡大されたフォレストを「売却」する

44) *ibid.*, p.100, この時の国王収入は、この科料収入に加えて、増額された特許賃借料=10年間で25,000ポンドが新たに入ることになった。ホランド伯への科料減額申請例は次に見られる。*CSPD*, 1638-9, pp.109, 140.

45) フォレスト法の適用厳格化による科料賦課は、主に「有産者」・産業者とその後見者に対するものであって、森の住民=共同権者=「無産者」はフォレスト法によってその共同権を守られていた。スキミングトンの反乱は、むしろ製鉄特権保持者による共同権侵害に反発したものと思われる。森の住民・「無産者」はフォレスト法の復活強化ではなく、鉄工業者による私的侵害と示談によるフォレスト法解除に対して敏感に反発した。

提示をした時はそうではなかった。フォレストをエドワード1世以前の境界にまで戻すという拡大政策をとり、その上でフォレスト法の厳格適用による違法行為の摘発と科料賦課を行った。このことはフォレスト法適用を内実的にも外延的にも重いものにした。このようにフォレスト法を重いものにしたことは、その「売却」価格を引き上げる効果を持った。法規の重圧を重くした上で、それからの解放を高値で「売却」しようとしたのである。国王大権の市場価格のつり上げがなされたのである。国王大権の「売却」は王領地の売却と同様に一回的収入のための「資本の喪失」を意味した。これは、同じ財政封建制の展開であっても、実行された付加関税や船舶税などの大権的課税や後見権・徴発権の強化とも、また実現しなかった「大契約」のような国王大権の一部と恒久的議会議税との交換とも異なっていた。とにかくフォレスト境界の外延的拡大とフォレスト法の厳格適用によって「高価」にされたフォレスト（法解除）を売りに出すという政策が国王側で実行された。

法解除を「売却」することで囲い込みなどの改良が可能になる。ただ、「売却」は、事実上のことで形式的には、単純封土権 (fee simple)、永代借地権 (fee farm) の授与と言う形で、高額一時金と低額地代の取得がなされた。関税徴税請負利害にも関わっていたニコラス・クリスプは、800~1,000 エーカーの不毛地の授与を受けて、囲い込んで一時金と地代を納めることを申し出ている (1638年2月13日)。<sup>46)</sup> 子爵トーマス・サマセットは、自己の忠勤の報償として、フォレスト法解除した4,000 エーカーの土地を授与するように求めている (同年6月27日)。鉄工業による乱伐が著しいリチャード・ダーリングらの土地を、国王は、50ポンドの示談金で法解除し、あわせて以前の違法行為の赦免をしている。<sup>47)</sup>

このようにフォレスト法を復活強化した上でその解除を「売る」という政策に応える者はいた。フォレスト法の「買い手」はあったのである。私的領主層やとりわけディーンの鉄工業者はフォレスト法からの解放 ('out of forest') を望んでいた。鉄工業者ウィンターは、とりあえずフォレスト法の拡大適用を受けたリドニイの所有地の「解放」を1,000ポンドで買ってい

46) ニコラス・クリスプについて『近代イギリス財政史研究』107, 117, 169頁。

47) Hart, *Royal Forest*, p.123. この時、スロックモートンらへの製鉄特許契約は、継続が認められて年間13,500コードの木材供給も続けられている。スロックモートンらの鉄工特許契約の続行は、森林乱伐の継続でもあり、また共同権者の権利侵害の続行を意味した。1639年5月16日に「フォレスト内の荒蕪地の改良と囲い込み」についての新たな委員会がもうけられて、「領主、自由保有農、共同権者」を招集して、次のような合意が取り付けられた。1. ディーンにおける4,000エーカーの荒蕪地が開放地として共同利用に付される。2. 1/4が細分されて各教区の用に付される。3. 残りの丘陵の多い16,000~17,000エーカーは、囲い込まれて国王の用に付される。4. 最良の船舶用材を有するリー・ベイリ区は除外される。この約定は一旦合意されたかに見えたが、その後多くの異論が出され、実現を見なかった。

る。この代金は、フォレスト法解除の示談金をなした。<sup>48)</sup> 森の貧しい住民が示談金を支払って法解除を「買った」事例もあるであろうが、拡大されたフォレストには、富裕な土地所有者(領主層、「高貴で貴顕の人々」)の土地が多数存在していた。<sup>49)</sup> 富裕な土地所有者は内実的にも外延的にも重圧を増したフォレスト法からの「解放」を望んでおり、フォレスト法解除の示談に応じていった。ディーンにおけるこの時の示談金収入は5,000ポンド強であった。エア裁判において裁定されたフォレスト内の違法行為の科料収入実額が26,000~30,000ポンドであったから、これに法解除示談金収益5,000ポンドを加えて、この時のディーン・フォレストは国王に約30,000~35,000ポンドの臨時収入をもたらしたことになる。その広さはおおまかに2万数千エーカー強といわれいたから、エーカー当たり1ポンド余の収入ということになる。30,000~35,000ポンドの臨時収入が直ちに当時の国王財政の窮状を救うことはなかったが、イングランド全域(とりわけ東南部)においてフォレスト法解除の示談という財政政策を促す効果はあった。それは、既存のフォレスト境界と既存のフォレスト法の存在を前提とする(木材販売・隠匿地開拓地の検出・コピス地の賃貸などの)「伝統的」政策ではなかった。また、ながらくフォレスト法が休眠状態にあった「遠方のフォレスト」(イングランド北西部)の指定解除による流動化と開発促進とも異なっていた。これはフォレスト法に手を触れる点で「非伝統的」政策であったが、その第1段階をなすものであった。フォレスト法を内実的にも外延的にも強化した上で、それからの「解放」を望む富裕な土地所有者(ディーンの場合はこれに製鉄業者が加わる)に高く売りつける政策は、「非伝統的」政策の第2段階をなすものであった。

ディーン・フォレストにおける、「非伝統的」政策の第2段階としてのフォレスト法解除の頂点は、1640年におけるウィンターへのディーン全体の「売却」(=示談)である。1634年のエア裁判による科料判決と国王による科料減額を受けたウィンターは、その後、36年に副ベイリフ、37年にフォレスト役人ヴァーダラーになり、38年には王妃アンリエッタ・マリアの秘書官、39年に政府のフォレスト法解除委員会のメンバーに選ばれている。かれは同年6月にディーン・フォレスト全体を「購入」する要求を国王にし、40年3月にそれが認められている。<sup>50)</sup> 国王はその助言者から、「フォレストは、最大限の収入をもたらすように改良されな

48) リドニイ以外の土地について600ポンドで示談にしている。双方とも1640年のディーン全体の「購入」の前触れと言えよう。ibid., p.119.

49) Hammersley, op.cit., p.100; CSPD, 1637-8, p.400.

50) Hart, *Royal Forest*, p.124. ウィンターの科料が減額されたのは、国王自身の判断が働いていたが、ウィンターが木材過剰伐採の事実認定の瑕疵を訴えたことに加えて、自ら地元人でありながらスキミングトンの反乱鎮圧に助力したことを訴えた。副ベイリフに選ばれたウィンターは民兵隊(the trained band)を200人から400人に増強している。

ければならず、また減少する海軍向けの木材の増産が図られねばならない。そのための囲い込みを、森の住民に4,000エーカーの土地を分与して懐柔した上で、実行しなければならない」という進言を受けていた。収入増大と共同権者懐柔を二つながら満足するかに思えるディーン全体のウィンターへの「売却」は実行された。その内容は次のようであった。ディーン・フォレスト全体を、土地、鉱物、樹木、下草を込みで授与する。<sup>51)</sup> その対価として、(1) 授与に先立って財務府に1万ポンドを支払う。(2) 40年4月1日より6カ年間に限って16,000ポンドを支払う。(3) 永代借地地代 (fee farm rent) として1,950ポンド余を支払う。これが「売却」契約の内容であった。ハートは、この授与を、ディーンを106,000ポンド、プラス永代地代という値で「事実上売却する」ものであるとしている。<sup>52)</sup> 付帯条件として次のものがあつた。(1) リチャード・ブレインに賃貸されていたリー・ベイリ区とチェストナット・ウッド区、およびトリストラム・フラワーに賃貸されていたスニードとキッドナルズの森林は、ウィンターへの授与から除外する。(2) 船舶用材15,000トンを除き、不足が出た場合、トン当たり9シリングの支払いをウィンターが行う。(3) スロッキモートの製鉄特許 (溶鉱炉 blast furnace 2基と鍛冶炉 forge 2基) の存続を6カ年間認めること。

ディーン全体の授与を受けたウィンターは早速、樹木の伐採と樹木の再生育のため (共同放牧の家畜から若芽を保護するため) の囲い込みを始めた。森の住民は、この授与とそれに伴う囲い込みは共同権の侵害であるとして反発し、新たに設けられた堤、垣根、塀を時を攔かず打ち壊した。またしても、国王と鉄工業者 (ウィンター) と森の住民の間で係争が起こった。フォレスト下役人パウベアラ (bowbearer) のリチャード・パウエルはそれまでの在任16か年の間に、ディーンにおける樹木とシカが減少したとし、共同権者の採木権と共同放牧権の乱用を批判した。「最大にして主要な自由保有者」 (= 有力な共同権者) のなかには、当該地の年価値の半分を示談金としてフォレスト法解除を求める者もいた。しかし、多くの森の住民は、ウィンターへの授与の前年1639年に懐柔策として配分された4,000エーカーの土地が、低質で不毛の地で牧草は生えずただハリエニシダやイバラやキイチゴばかりが叢生し、また採石場や立て坑が散在して危険であるとし、失う慣習的共同権の補償をなすものではないと反発した。森

51) これには共同権者への割当て地と、すでに私有化されたたり賃貸されているところは除かれている。*ibid.*, pp.126-7.cf.Hart, *Commoners*, pp.34, 47. ディーン・フォレスト全体の正確な面積は当時において確定せず諸説があつた。20,000エーカーとするものから33,000エーカーとするものまであつた。すでに囲い込みないし私有化されたところがここから差し引かれる。大略、ディーンは、森林地の16,000エーカーと平原地の8~12,000エーカー、計24,000~28,000エーカーであつたと見るのが妥当と思われる。

52) Hart, *Royal Forest*, p.125.

の住民の共同権が侵害されているとする者とそれが乱用されているとする者との終わりなき論戦が戦わされた。<sup>53)</sup> 結果として、ウィンターがその「授与」を十全に享受しえたのは、18ヶ月間だけであった。41年7月に、またしても森林調査(「1641年調査」)がなされ、ウィンターの乱伐の実態が明らかにされた。「1638年調査」時に、128,557本あった樹木が、「41年調査」では88,376本に激減していた。良質のオークが伐採後直ちにコードウッドにされ、また海軍用木材として太矢尻印が付けられた樹木も私的に用いられていた。「調査」は、ウィンターが最良のものを取って最悪のものを残した、と断じた。<sup>54)</sup> そして、42年3月21日に、庶民院は次のように議決した。「(ウィンター)は、非国教徒であり、国王との(間で結んだ契約)条件を実行しておらず、彼の授与が国家にとって別して有害であるため、彼は樹木と土地の契約をこれ以上保持するに不適切。」この決議によって、ウィンターは最終的にその「授与」を失った。<sup>55)</sup>

53), 54) *ibid.*, pp.127, 8. コードウッドは4フィートに切られた木で家庭用燃料や製鉄用木炭に用いられた。注40)参照。

55) ウィンターの「授与」終結後、副治安官ジェームズ・カールらからなる委員が任命されて、スロックモートンからなされた新たな森林地賃借の申し出の検討を行った(42年4月15日)。かれは、「1641年調査」で伐採可とされた37,765本の樹木(このうち国王留保分13,823トンの木材を除いて)に対して6カ年間年額6,000ポンド支払うか、あるいは年間12,000コードを現行価格で6ないし8年間取得するという2案を提示した。付帯条件として、燃えがら(cindars)、鉱石(ore)、修繕用木材を込みで鉄工所の使用権が与えられることを求めるとともに、コピス地の囲い込みによる保護、船舶用材の保全、荒廃化の防止を約した。ただ、スロックモートンからの二つの提案はともに受け入れられなかった。代わって委員は、銃鑄造に関わっていたジョン・ブラウンに対して次のような「授与」を認めた。1. ウィンターが伐採後そのままに残していた77,980ロードの船舶用・建築用の樹木の売却を認める。売却益はそれまでの国王への貸付金の返済の一部としてブラウンが取得する。2. 5,604トンのコードウッドに裁断されるべき樹木をトン当たり10シリングで分与する。3. 42年7月1日から2年3ヶ月間キャノップとリドブルックの溶鉱炉・鍛冶炉を授与し、併せて、燃えがら、鉱石さらに木炭を作るためのシダ、泥炭の取得権、鉄工所修繕用木材の取得権も与える。しかし、ブラウンは、自らディーンで製鉄業に携わらず、炉と樹木の権利を、W. ダニングらとR. スキナーの二者に又貸した。また、42年4月15日に申請を却下されたスロックモートンは、28日になって他の者と共同で13,500コードの取得権をコード当たり10シリング+年額100ポンドの支払いを条件に認められている。スロックモートンは、この権利を内乱突入後に国王側で軍務につくまで続けた。このように、ディーン・フォレストにおける製鉄利権とそれと不可分の木材取得権を求める者と、賃貸料収入を求める国王とがめまぐるしい契約の締結・更改・破棄を繰り返した。国王は収入確保のほかに海軍用船舶材の保全に意を用いなければならず、また旧来の森の住民の伝統的共同権に対する配慮も求められた。42年4月26日の樹木官らの報告では、ディーン・フォレストにおける共同権を持つ住民数は13,611人で彼らの共同権を補償するためには8,000エーカーが必要であるとしていた。*ibid.*, p.130. 40年のウィンターによるディーン全体のフォレスト法解除による「購入」(高額一時金と低額地代による事実上の購入)は画期的なものであったが、わずかに18ヶ月で失効したのも共同権者の執拗な抵抗が要因の一つであったと思われる。

1641年8月7日に、長期議会は「フォレスト確定法 Statute 16 Chas, I, c.16」を設け国王の合意



### 三. ノーサンプトンシャーとエセックスシャーにおけるエア裁判

#### (1) エセックス (ウォルサム)・フォレストのエア裁判

1634年にフォレスト法の財政的活用の発案者である法務長官ウィリアム・ノイが他界し、同年に開始されたディーンのエア裁判はノイの遺志を実現すべきものであった。引き続き裁判を主導したホランド伯と他界したノイの跡の判事となったジョン・フィンチは、ノイの慎重で微温的な姿勢を大きく踏み越え、フォレスト法の厳格適用、フォレスト境界の拡大、そしてフォレスト法免除を「売りつける」政策を、強引に進めていった。その強引な裁判のやり方によって、国王大権を楯にしたフォレストからの国王収入の増大が図られた。ただ、他方でその活動を猟官競争を勝ち抜く手段としていたという面も伺われる。フィンチはノイの跡の法務長官に就くことは叶わなかったが、34年10月に人民間訴訟裁判所の首席判事 (the lord chief justice of the Common Pleas) に就き、40年には王璽尚書 (Lord Keeper) に任ぜられている。ディーニング・エア裁判の強引な審理は、国王の収入増大と自らの猟官活動の両面を満足させるものであったと言えよう。

とにかく、グロスターシャーのディーニング・フォレストのエア裁判は、ノイからフィンチに強化されて引き継がれたフォレストの財政的活用政策の先鞭を付けるものであった。ディーニングのエア裁判を主導したフィンチがエセックスのエア裁判の国王法律顧問に再任されたことは、ディーニングの事例がその後のモデルになることを予示していた。エセックスのエア裁判は1634年10月に予定され、それに先立つ8月15日に、準備としてエセックス、ウォルサム・フォレストのスワニモウトが招集された。<sup>56)</sup> エア裁判開廷を前に、ウォルサム・フォレストがエセックスシャー全体に拡大されるのではないかと懸念はすでに当地で広まっていた。<sup>57)</sup> エセックスシャーで

---

を得、34年以降拡大されたフォレストの境界をジェームズ1世治世末期の時点のものに戻した。その後、内乱に突入しウィンターは決然と王党派として身を投じ、その結果44年には財産の大半を失った。ディーニング内の彼の鉄工所は、議会によってウィンターの敵手エドワード・マッシー少将に委譲されたうえで、さらにジョン・ブレイン大尉らの議会軍関係者に再譲渡された。ウィンターの土地も管財人の手に渡り、身柄はロンドン塔に投獄された。しかし、王党派ウィンターらの森林利権を授与された議会派のマッシーやブレインらにも森林乱伐・毀損の行為があり、森の住民による以前からの伐採・毀損行為も止むことがなかった。鉄工業者、森の住民、外来の小屋住農らの森林破壊を防止するため、革命政権は、新たに保全官 (preservator) を任命して対処するとともに、1648年4月19日に、海軍用船舶材の保全と政府収入の確保を目的とする「ディーニング・フォレストにおける木材保全条例」を発している。C.H. Firth and R.S. Rait, *Acts and Ordinances of the Interregnum* (1911), i, pp. 1125-6.

56) Pettit, *Royal Forests*, p. 84; CSPD, 1634-5, p. 189.

57) Pettit, *Royal Forests*, p. 84, CSPD, 1634-5, pp. xix-xxii; Rushworth's *Historical Collections*, iii, 126.

もフィンチは、まず現行のフォレスト境界に対して疑義を呈することから始めた。日付のない文書を持ち出すという強引なやり方でエセックスシャーのフォレストの境界は拡大された。<sup>58)</sup> エセックスシャーにあるウォルサム・フォレストは、事前に懸念されたとおり、この時のエア裁判で境界が拡大されて州全体がフォレスト指定を受けることになった。州全体に拡大されたフォレストにおいて、厳しい科料賦課がなされることになった。エア裁判開廷からわずか2~3ヶ月後に、ディーンとともにエセックスは、フォレスト法解除の対象とされ、フィンチ自身が法解除委員会のメンバーになった。以後、エア裁判が開かれた後には、必ず「フォレスト法解除委員会」が設置された。エア裁判でその違法行為に科料をかせられた土地所有者は、後続して設置された「法解除委員会」に対してフォレスト法からの解放を「買う」ことになった。強引なやり方に土地所有者たちは反発し、速やかに応諾することはなかった。<sup>59)</sup>

ノイの場合、フォレストにおける国王大権の十全な護持を図りつつ、フォレスト内の既得権をも同時に容認するものであった。国王大権と住民の既得権の互恵性への配慮があったのである。この互恵性は長い間に形成されたフォレスト内の王権と共同権の経験的均衡に基づいていた。<sup>60)</sup> ホランド伯やフィンチにはこうした伝統的均衡への配慮はなく、その枠を踏み越えて新しい政策を持ち込んでいった。そのための強引な手法は、批判と反発を惹起した。

ホランド伯とフィンチの新政策に対する批判は、決してフォレスト法自体を否定するものではなかった。フォレスト法は、フォレスト内の王権と住民の既得権の長い間に形成された微妙な均衡に照応するものであった。フォレスト法は国王の「木材と狩猟」を保全すること、すなわち森林地の「原生性」を守ることを意図していた。木材の需要は伝統的水準に止まり、過剰伐採があったとしても、それは一時的なもので継続的木材販売が組織されることはなかった。国王の「狩猟」特権は尊重されなければならなかったが、「狩猟」はロンドン近辺に限られていた。違法行為には科料が科せられることになっていたが、それは禁止的というより抑止的であり、露見した場合に支払えさむことであった。また違法な木材伐採・無許可建築・無許可開墾などに課される科料も、もっぱらフォレスト役人報酬などフォレスト・システム維持経費にむけられた。こうした旧来の牧歌的なフォレスト・システムには、16世以降とりわけ17世

58) Hammersley, p. 101; *CSPD*, 1634-5, pp. xxxiii-xxxvi.

59) Pettit, 'Charles I and the Revival of Forest Law in Northamptonshire,' *Northamptonshire Past & Present* III-2 (1961), p. 55. 他州においても不安と不満を惹起する事実があった。ハンプシャーのニューフォレストではフォレスト法の強化・拡大によって、あるマナーの価値は2,500ポンドから500ポンドに下落した。Hammersley, *op. cit.*, p. 101.

60) 王権と共同権の互恵的均衡の維持存続をはかるフォレスト法を、ハマーズリーは「混沌 chaos を支える古法 archaic code」としている。ibid., p. 102.

紀に入ってから、国王財政に利用するための強力な圧力がかけられ、フォレスト法の厳格適用とフォレスト境界の拡大の上で、その解除を「売る」というホランドとフィンチによる新政策が展開されるに至った。伝統的「混沌」には新しい「秩序」がもたらされようとした。フォレストにおける違法行為には厳しい科料がかけられ、その適用範囲も拡大された。そこからの解放を望ものは示談金を支払った。科料と示談金は国王政府に新たな収入をもたらした。ただ、この近視眼的な収入獲得策は、森林地の生産的改良による収入増の長期展望を持つものでなかったことに留意しなければならない。

## (2) ノーサンプトンシャーにおけるエア裁判

チャールズ1世による財政封建制の展開の一つとしてフォレスト法の復活はあり、それは、法適用の厳格化という内実的復活と適用範囲の拡大という外延的復活の両面があった。このフォレスト法復活は、まずディーン・フォレストでのエア裁判で始められ、フォレスト法の適用厳格化による科料徴収と復活した法の免除のための示談金という収入をもたらした。少なくとも近視眼的に見て、財政的成果を上げたことは間違いない。ただ、裁判におけるホランド伯とフィンチの強引なやり方には、適性に強い疑義があった。また、特定の法を適用免除する特許を販売する慣行は旧来よりあったものの、この場合は、当該法の本来の趣旨を蔑ろにして、ただ収入を得ること自体を目的としてなされた。ハマスリは「木材の保護は思い出されるやいなや忘れられた」としている。<sup>61)</sup> フォレスト法を復活(フォレストの拡大)した上で、それからの解放を「売る」という「法的人為的操作」(ハマスリ)と表現される政策の展開を、次にノーサンプトンシャーについて見ていく。

### a) ノーサンプトンシャーのswanmout裁判とエア裁判における科料賦課

1634年7月のディーン・フォレストのエア裁判に続いて、それをモデルにした裁判が、まず同年10月にエセックスで開かれ、次いで35年8月にハンプシャー(ニュー・フォレストなど)とノーサンプトンシャーの3つのフォレストで、さらに翌年、オックスフォードシャーの3つのフォレストで開廷された。ヴェネチア大使アンゾロ・コアーは本国への1634年11月24日付書簡で「現在の資金不足の中にあって、資金的危機を救うためにさらに巧妙な方策がためらうことなく採られエセックスとノーサンプトンシャーの二つの州は、国王に属する古来のフォレストとされることになる」と言っている。さらに、ケントとサリーとサセックスの3州を除いてイングランド全体がフォレストの指定を受けるといふ噂が広がっていると伝えてい

---

61) *ibid.*, 102.

る。<sup>62)</sup>

ノーサンプトンシャーでは、州内のサルシー、ウイットルウッド、ロッキンガムの各フォレストでスワニモウト裁判が平行して開かれた。ロッキンガム・フォレストでは、そのなかの3つのベイリフ区のうちロッキンガムとブリッグストックを合同で、クリッフェを単独で裁判が開かれた。ノーサンプトンシャーでも、スワニモウトは、既述の通り長らく形式的で不定期のものになっており、王権執行機関としては事実上の休眠状態で、むしろ森の住民の互助機関となっていた。しかしディーンに倣ってここでもスワニモウトの統制機関としての再活性化がなされ、1635年から39年にかけて毎年3回開廷され、詳細な「スワニモウト裁判録 swanimote rolls」が作成された。35年6月9日の開廷とともに、ロッキンガムとブリッグストックの合同裁判が開かれたウェルドンに、違反容疑のあるものが出廷を命ぜられ、すべてのフォレスト役人(ヴァーダラー、獵場官、調査官など)、フォレストに居住する自由農民(free tenants)から選出される陪審員、各フォレスト内村落の代表者一人ほか4名が出廷した。<sup>63)</sup>「スワニモウト裁判録」は、出廷者と罰金が課せられる欠席者の名を記してその確認を行っている。スワニモウトで告訴される比較的軽微な違反行為は、国王のシカの殺害・窃盗、木材の損傷・持ち去り、羊や豚の(過剰)放牧などの共同権の乱用、無許可囲い込みなどであった。これらの違法行為の告発数は、ブリックストック区で17、ウイットルウッド・フォレストで47などであった。これらを記載した「スワニモウト告発簿」がエア裁判に提出された。そこまでには及ばないより軽微な違反行為は、4ペンスの罰金で放免された。サルシー・フォレストでは、この数が123に上った。<sup>64)</sup>

より重大な違反行為である開拓(assarts)、荒廃(wastes)、王領地浸食(purprestures)、さらに木材・ひこばえの私的乱伐などに対する「調査(regard)」が行われた。この調査は、3年に一度行われることになっていたが長らく行われていなかった。しかし、この時に復活されて、獵場官(keeper)が地元ジェントリから選抜された12名の調査官(regarder)を指導して徹底的に行われた。調査官告訴(regarders' presentments)は他の告訴と同様にスワニモウトでなされ、そこで記録された上でエア裁判に提出された。

62) Pettit, *Royal Forests*, pp.84-5; CSPV, 1632-6, pp.299, 337, CSPD, 1635, p.130.

63) エドワード・モンタギュー卿はその兄弟マンチェスター伯ヘンリ・モンタギューへの書簡で次のように述べている「さきの(1635年)6月9日に、ロッキンガムとブリッグストックのベイリフ区のスワニモウト裁判がウェルデンで開かれ、そこには数百人が集まった。私が目にしたのは、多くの貧しい人々が逮捕令状(attachments)によって召喚され、昼日中出廷して食事もとらず、その日の仕事も出来ずにいる姿である。」Pettit, *Revival of Forest Law*, p.55.

64) Pettit, *Royal Forests*, p.85.

ノーサンプトンシャーのエア裁判はスワニモウトを受け継いで開廷された。この地でエア裁判が開かれるのは、実に 1566 年以來のことであった。<sup>65)</sup> ウィットルウッド・フォレストについてはウィットフィールドにおいて 1635 年 8 月 31 日に、サルシー・フォレストについてはサルシーローンにおいて同年 9 月 1 日に、ロッキンガム・フォレストについてはキングズクリップフェにおいて同年 9 月 2 日に開かれた。ホランド伯が首席判事を務め、5 名の判事 (トーマス・トレヴァ、ジョン・ブリッジマン、ウィリアム・ジョーンズ、ジョン・フィンチ、フランシス・クローリ) がこれを助け、地元のジェントリ 15 名が大陪審を構成した。ホランドの代理のクローリが告訴状を受け取り、エア裁判を翌春にノーサンプトンで開廷することが決められた。<sup>66)</sup>

エア裁判で裁定された科料額は、「スワニモウト裁判録」に書き込まれた。シカ泥棒には 10 ポンド、共同地乱用や木材窃盗には 2~20 ポンドの科料がかけられた。<sup>67)</sup> 既述の通り、スワニモウトでヴァーダラーによって告発されたのは、これら比較的軽微な違反であった。より重大な違反については調査官告訴がなされた。調査官告訴には、ウサギ飼育場 (rabbit warren) の設置、陶工による荒蕪地での穴掘り、下位のフォレスト役人による若木の時期のコピス地での放牧、囲い込み、木材と若芽 (browsewood) の過剰私用などが含まれることもあったが、本領は「開拓」、「荒廃」、「王領地浸食」などのより重大な違反が対象であった。この告発を受けたものは、上位のフォレスト役人と森林地内の特許権者であった。上位のフォレスト役人に対するものとして次の事例がある。森林査察総監ロバート・トレスウェルとアンドリュー・トレスウェルに対して、サルシー・フォレストにおいて 1629~31 年に 240 ポンドの 890 本のオークを伐採売却したことが告発され、600 ポンドの科料がかけられた。樹木官であったピーター・ブロートンとカスパート・オウグルの遺言執行人に、2 カ所のコピス地を毀損したことに対して 2,000 ポンドがかけられた。彼らは 35 年前に、コピス地解消の認可を受けていたにも拘わらず告発されたのである。ジャイルズ・モンペッソンは 1617 年に各地のオークの朽ち木の販売権限を与えられていたのに、その件につき 3,300 ポンドの科料を命ぜられた。<sup>68)</sup> ノーサン

65) Pettit, *Revival of Forest Law*, p. 54.

66) Pettit, *Royal Forests*, p. 86.

67) 科料賦課の具体例として次のようなものがある。フォレスト内の Fotheringhay Park の垣根にシカが逃亡するくぼみ (deer-leap) を作ったニューポート伯マウントジョイに 20 ポンドの科料。メイボールのための木を盗伐したいいくつかの村落に 20 ポンドの科料。再フォレスト化 (reafforestation) に抗議する意図をもって、「以前フォレストであったところ (purlieu)」に、銃をもち獵犬と配下のもを使ってシカを待ち伏せして獵をしたジェントリ、ジョン・デイレルに 100 ポンドの科料。Pettit, *Royal Forests*, pp. 86-7.

68) 「王領地侵食」に当たる不法建築には 3 ポンドの科料がかせられた。このときの調査では、ノーサン



トンシャーの3つのフォレストのうち、サルシーとウィットルウッドはロッキンガムに比べて、私人への授与・貸し出しが少なかったため、フォレスト役人が告発と科料賦課を受ける事例が多かった。逆に、ロッキンガムでは特許権者が厳しい処罰を受けた。大蔵卿までしたソールズベリ伯ロバート・セシルに対して、1604年にブリッグストック狩猟園の2,200エーカーを開拓したこと、1,000頭のシカがその隠れ場としていた緑林を破壊したこと、狩猟園を24の囲い地に転換したことが告発され、その相続人に2万ポンドの科料がかけられた。ソールズベリ自身がこの件で前王ジェームズ1世から赦免を受けていたにも拘わらずである。ウェストモerland伯とメアリ・ドウォジャー伯夫人とは、クリッフェ・ベイリフ区での種々の違反につき19,000ポンドの科料をかけられた。その主なものは、オークとひこばえの伐採であったが、これについても以前に認可がなされていたにも拘わらずである。クリストファー・ハットン卿は、ひこばえと木材の伐採につき12,000ポンドの科料をかけられた。これもエリザベスから授与された森林地のものであったにも拘わらずである。ピーターバラ伯、トーマス・ブルーデヌル卿、ルウィス・トレシャム卿に、あわせて5,000ポンドの科料が木材伐採につきかけられた。さらに、エドワード・モンタギュー卿への3,470ポンド、ニューポート伯への3,000ポンド、ウォリック伯への1,600ポンドなどの事例がある。<sup>69)</sup> これらの科料総額は、ロッキンガム・フォレストで67,000ポンド、サルシー・フォレストで4,500ポンド、ウィットルウッド・フォレストで9,900ポンドであった。これは科料額であり、その後フォレスト境界が拡大され、その解除のために求められた示談金は含まれていない。「重大な違反」に科料をかけられた上に、フォレスト指定解除の示談金を支払わされた社会的上位者の負担は重いものであったと思われる。

#### b) ノーサンプトンシャーにおけるフォレスト境界の拡大

法務長官ウィリアム・ノイが切り開き、ホランド伯やフィンチらが引き継いだチャールズ1世治世におけるフォレストの財政的活用の新展開は、二つの側面を持っていた。一つは、旧来のフォレスト法を休眠状態から呼び覚まし厳格適用をして科料収入を得るというものであった。二つは、フォレスト指定を示談金でもって解除するという意図を持って境界を初期中世のものに恣意的に復帰させるというものであった。前者において、取り立てる科料が高額であったとしても、法的瑕疵があったとは言い切れない。しかし、後者は法的に正当化できない恣意性・

---

プトンシャーでの新しい「林地開拓」の事実は検出されず、旧開拓地の囲い込みや放牧・伐採について少額の科料がかけられた。Pettit, *Royal Forests.*, p.87; Pettit, *Revival of Forest Law*, p.57. 酒井「フォレスト法解除」3頁。

69) Pettit, *Royal Forests*, p.87.

人為性のある「擬似合法的」なものであった。

フォレスト政策の第二の側面の実行は、ノーサンプトンシャーでは、1637年9月に公的に明らかにされた。エドワード1世が領主層(バロン)の圧力に強いられて受け入れた1299-1300年のフォレスト境界をそれ以前のものに復帰させる措置が取られた。このことは、37年以降の「スワニモウト裁判録」に如実に示されていた。なぜなら、スワニモウトに出廷を命ぜられた各村落の代表(reeve)1名と他の4名の名が(欠席者の名とともに)そこに記載されたが、その数が大きく増えているのである。ロッキンガム・フォレストでは、境界が6マイルから60マイルに拡大され、その公的確認が38年8月になされている。サルシー・フォレストでは、フォレストに含まれる村落が6から42に増え、その公的確認は39年6月になされている。<sup>70)</sup>

突如としたフォレスト境界の拡大には、当然多くの反発があった。反発はまず、スワニモウトへの出廷拒否のかたちで表された。1638年9月、ロッキンガム・フォレスト内のブリッグストックとロッキンガムの二つのベイリフ区のスワニモウトに、10の村落が代表(と4名の随員)の出廷を拒否したため罰金をかけられている。出廷した他の村落もスワニモウトでの宣誓を拒否するものもいた。同年8月、サルシー・フォレスト内のハンスロウブにおけるスワニモウトでは13の村落が代表を出廷させなかったことで40シリングの罰金をかけられた。ここで注意すべきは、拡大された新しいフォレスト境界への反発をより露わにしたのが、「農民村落でなくジェントリや貴族が支配する村落」であったことである。<sup>71)</sup> このことは、再フォレスト化した村落の農民が、スワニモウトでフォレスト法違反を告発されることがより少なかったことに現れている。拡大したフォレスト指定を示談金を取って解除するという新政策の第二の側面の圧迫を受けた「ジェントリや貴族」が猛然と反発した。

エドワード1世以前の境界にフォレストを復帰・拡大する意思は、1634年に示されてはいたが、具体的には、37年11月になって示談委員会が任命されて、拡大したフォレストの解除のための示談に当たった。まず、示談の対象となったのは、ディーン、エセックス、ロッキンガム、ウィットルウッド、サルシーで浸食などの違法行為を犯したとされたものすべてであった。かれらは、その違法行為に対する免罪(pardon)とフォレスト指定解除(disafforestation)についてそれぞれ免罪料と示談金を支払わねばならなかった。次に、翌年4月になって、示談委員は、ロッキンガム・フォレスト内の治安官に、同地のすべての土地所有者に示談を望む土地の詳細を申告するために出頭させるよう命じている。同年3月には、これとは別にホランド

---

70), 71) Pettit, *ibid.*, p.88. 酒井「フォレストの縮小と拡大」252頁。

伯自身が、査察総監チャールズ・ハーバードに、ロッキンガム・フォレストの指定解除につき合理的な示談金を土地所有者から受納するという国王の意思を伝えている。この指示に従って、ハーバードは以前はフォレスト境界外にあった多くの私的森林地や土地を取り込んだ新たな境界内でその任務を遂行した。<sup>72)</sup>

ディーン・フォレスト、エセックス・フォレスト、ノーサンプトンシャーの3フォレストの1635 - 40年の免罪料とフォレスト指定解除示談金の総額は以下の通りである。<sup>73)</sup>

ディーン・フォレスト	£ 15,460
エセックス・フォレスト	£ 16,647
ノーサンプトンシャーの3フォレスト	£ 6,560
計	£ 38,667

付表1のとおり、ノーサンプトンシャーの20名あまりの貴族とジェントリが示談に応じた。ただ、示談に応じたのは、ホランド伯によって拡大された全域についてではなく、旧来の境界の隣接地についてだけで、森林地の中心から大きく離れたところについては示談に応じていない。付表1の数字には、免罪料と示談金の総額が示されているが、示談金には違法行為に対する料免除とフォレスト法解除を得るための対価の両方が一括されていたと思われる。フォレスト法解除の示談に応じなかった者からは、料料だけが請求された。ただその徴収は微々たる成果しか上げられなかった。<sup>74)</sup>

前に述べたソールズベリ伯ロバート・セシルの場合、ブリッグストック狩猟園での違法行為に対して2万ポンドの料料を科せられていたが、3,000ポンドを3カ年の分割払いでフォレスト指定解除の示談をしている。しかも、実際には一年分しか支払っていない。<sup>75)</sup> その1/3しか支払われなかった示談金に違法行為の免罪料が組み込まれていた。大きな減額がなされていたのである。ノーサンプトンシャー全体で見ても、賦課された料料額は総額8万ポンドであったのに対して、免罪料を含む示談金の支払実額は表の通り6,560ポンドに過ぎない。その理由として考えられるのは、1640年に短期議会と長期議会が召集され、41年には「フォレスト確定法」が成立したことである。財政的目的からするフォレスト法の恣意的な操作に対する非難

72), 73) Pettit, *Royal Forests*, p. 89.

74) 示談に応じなかった者がその違法行為に対して支払うのが料料で、示談に応じた者の示談金 (composition) に組み込まれる料料が免罪料 (pardon) であると解すべきと思われる。Pettit, *Royal Forests*, p. 89; Hammersley, *op. cit.*, p. 100.

75) Pettit, *Royal Forests*, p. 91; CSPD, 1638-9, p. 171.

付表1 ノーサンプトンシャーの3フォレストの1635-40年の免罪料とフォレスト指定解除示談金  
( )内は分割払いによる総計

受領日	支払者名	フォレスト指定解除地	支払額
			£
22 March 1638	Lady Mary Wootton	Paulerspury Park	100
Easter Term 1638	Edw. Palmer	Stoke Doyle	160
"	Sir Robt. Cecil	Wakerley	250
"	Will. Tresham	Newton	100
"	Will. Tresham	?	100
"	Lewis Watson	Rockingham Pk. & manor, Cotton and Gretton	250
"	Geof. Palmer	Carlton & Easthall	100
"	Sir Chris. Hatton	Pipewell Woods, etc.	610
"	Robt. Kirkham	Fineshade	100 (200)
"	Sir Edw. Watson	Stoke Albany Park	30
12 Feb. 1639	John Norwich	Brampton	400
9 Apr. 1639	Moses Tryon	Harringworth	800
27 June 1639	Edw. Ld. Montagu	Boughton Weekley	500
10 July 1639	E. of Peterborough	Sudboro', Lowicke, Drayton, Islip, Slipton, Granfield, Grafton, Underwood, Aldwinckle etc.	200 (800)
13 July 1639	Sir Lewis Tresham	Lyveden, Churchfield	200
20 July 1639	Hen. Ld. Spencer	Wicken, Leckhamstead	200
7 Aug. 1639	E. of Bedford	Thornhaw, Wansford	200
30 Nov. 1639	Christopher Yclverton	Easton Maudit	200
"	Thos. Baylcy & Roger Thrupp	Road	10
18 Oct. 1639	Thomas Ld. Brudenell	Deene, Deenethorp, Kirby	400
19 Oct. 1639	John Norden	Cotterstock, Glapthorn Southwick	50
12 Dec. 1639	E. of Peterborough	as above	600 (800)
21 Feb. 1640	E. of Salisbury	Brigstock Parks	1,000 (3,000)
計			6,560

出所: P.A.J. Pettit, *The Royal Forests of Northamptonshire*, p.90.

が議会で展開され、「不当に」拡大されたフォレスト境界はジェームズ1世時のものに戻されることになった。こうした動きが、免罪料を含む示談金の順調な支払を滞らせたと思われる。

その間に、科料減額とフォレスト内既得権の権原確認の交渉が続けられていた。フォレスト内官職とその役得の権原、森林地の授与、封建的特権、伝統的共同権、など数多くのものがその権原の確認を求めていた。その数は、ロッキンガムで72件、ウィットルウッドで39件、サルシーで52件であった。<sup>76)</sup> これらの権利の主張と国王政府側の査定は、厳しい鏝迫り合いを演じた。権原をそのまま承認することは科料の減額に直結したのである。<sup>77)</sup> フォレスト内の権

76), 77) Pettit, *Royal Forests*, pp.91-2; Pettit, *Revival of Forest Law*, pp.60-1.

利所有者による権利主張に対して、国王側は、その権原の不備を見逃さぬよう精査した。たとえば、先代のウェストモーランド伯がジェームズ1世から得たコピスと小角材を得る土地の賃貸契約について、伯夫人が遺言検認裁判所で義父の遺言を申し立てなかったという瑕疵があるため無効であり、木材伐採は違法で科料がかせられるとされた。ウェストモーランド側も詳細な反論し、それが功を奏して、該件のもとの科料額 5,286 ポンドが 278 ポンドに減額された。<sup>78)</sup> 国王とフォレスト内賃借人(被授与者)との間で、科料賦課と権利主張の応酬があり、この場合は結果として「被告」は「告発人」を押し返して、科料減額を勝ち取ったものと思われる。

### 小括

フォレスト法を厳格適用して「違法行為」を摘発し高額のコ料料をかす。フォレスト境界を拡大して摘発を外延的に拡大したうえでその解除のための示談金を取得する。この2つが、チャールズ1世親政期の1634年以降に実行された新しいフォレスト政策であった。これは29年の議会解散によって「議会の協力」を自ら断ったチャールズがとらざるを得なかった財政改善策の一つであった。前期スチュアート朝の財政危機の根本原因は、財政の中世的二元主義が命ずる「経常費は課税によらず国王私財によるべし」という「国王自活原則」が商品経済の発展と主権国家の形成とともに遵守できなくなったところにあった。この危機を「議会の協力」を得て乗り切ることによって前期スチュアート朝は失敗した。1610年の「大契約」失敗から28年の「権利の請願」に至るまで「議会の協力」の調達に失敗を続けた。残された途は、経常的支出を賄うべき旧来的「国王私財」の増収策である財政封建制の強行しかなかった。「国王私財」は王領地収入と封建的収入(後見権など)と大権的収入からなっていた。フォレストの財政的活用は、徴発権強化・船舶税賦課・騎士強制免除金・付加関税などとともに大権的収入改善の一つをな

---

78) ウェストモーランド側の反論は次のようであった。1. ウェストモーランド側は、賃借地につき、その特許料、賃借料、修繕費用、狩猟官給与などでこの20年間に11,458ポンドの支払をしている。2. コルスターという地を囲い込んだことに50ポンドの科料がかけられたが、代替地が国王に提供され、しかもコルスターの囲い込みはシカ狩猟園の造成として許可を受けている。3. 大樹2,103本を伐採したと告発されたが、そのうち1,206本は森の住民(King's tenants)の採木権の行使によって取得され、伯夫人側が伐採したのは残りの840本だけで、大樹が2エーカーに1本あることを勘定すると賃貸した土地の面積からすればささやかな数に過ぎない。4. シカ等の隠れ場(covert)は、賃貸(授与)以前より改善されている。5. 100ポンドの賃貸料は、賃貸(授与)以前の国王の木材売却益より多いものである。Pettit, *Royal Forests*, p.91. ペティットは、付表1にこのウェストモーランドの事例を載せていない。理由は不明である。



していた。34年以降、ホランドとフィンチによって強行されたエア裁判は、それまでのフォレスト・システムの慣行と既得権を踏みにじって、「森の住民」から共同権を奪い、領主層（および特許権保有者）からは料料と示談金の取り立てを行った。これは、「法の人為的操作」（ハマースリ）・「法の冷笑的操作」（ホイイル）・「擬似合法的試み」（ペティット）「無原則な法操作」（サースク）と評されるものであった。<sup>79)</sup> 国王収入を増やすという財政的動機から、フォレスト法の人為的で冷笑的で擬似合法的な操作がなされたのである。ただそれによって期待されただけの収入がもたらされることはなかった。財政成果が貧しいものであったにも拘わらず、フォレスト法復活への反発は不釣り合いに大きなものであった。「目先の小利 a mess of pottage」のために国王大権を乱用し、しかもその成果は「惹起した怒りに見合うだけのものではない」（シャープ）<sup>80)</sup> という財政封建制の諸施策に共通する性格をフォレスト政策もまた持っていた。

「チャールズは、その（フォレストに関する）要求を専制的圧迫の道具に転換したり、歴史がそう思い込んでいるように巨額のカネを臣民から搾取することを望んだということとはなかったとしても、わずかに数千ポンドのために、公正な統治者や国民的国王ではなく貪欲で訴訟好きの領主と見なされることに手を拱くだけであった。」<sup>81)</sup> 「貪欲で訴訟好きの国王」による、フォレスト法の内実的強化 高額料料の賦課、およびその外延的強化 示談金取得、という二側面を持ったフォレストの「擬似合法的」活用策は、批判と反発を呼ばずにはおかなかった。エア裁判で高額料料をかけられ、フォレスト法解除に示談金の支払いを強いられたジェントリや貴

79) Hammersley, *op. cit.*, p. 102; Hoyle, *op. cit.*, p. 388; Pettit, *Royal Forests*, p. 83; J. Thirsk, 'The Crown as projector on its own estates, from Elizabeth I to Charles I', in R. Hoyle (ed.), *op. cit.*, p. 346.

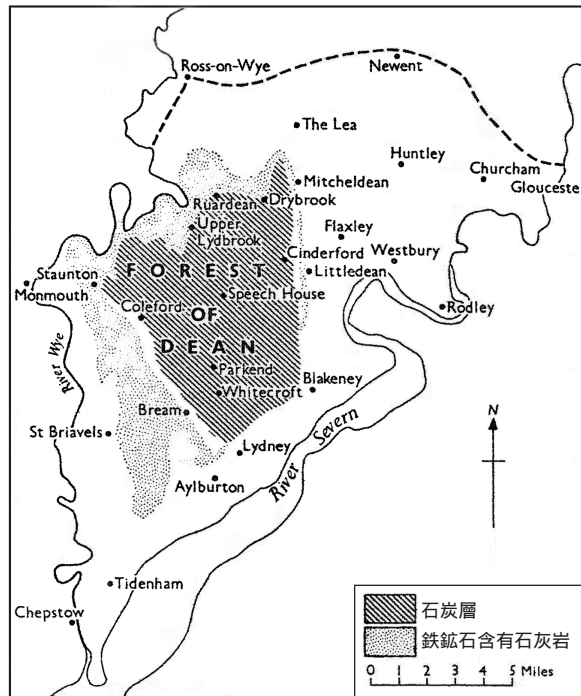
80) K. Sharpe, *The Personal Rule of Charles I* (1992), p. 120.

81) Gardiner, *History of England*, viii, p. 86. 「貪欲で訴訟好きの領主」に対する批判文書である「ロッキンガム・フォレストを拡大せず、それを引き続きエドワード1世27年の旧境界に基づかせるように、国王に訴える理由」と題する文書の内容は次のようであった。1. 1634年のエア裁判での告発は地元の事情に通じない者の陳述によっている。2. 3つの伝統的ベイリフ区で狩猟官は一万頭のシカを維持しており、国王の来訪の少ない遠方でこれ以上のシカは必要ない。3. ジェントリにとってフォレスト指定は重いくびきであって、この「隷従」から逃れるために移住を考えているものが20-30人いる。4. 新しい境界のなかで、森林がほとんどない40の町や村がフォレスト化され、森林地はわずかしかが増えていない。5. 森の住民は共同権として、とりわけ燃料木を旧フォレスト内で取得しており、フォレストが拡大するとその地も共同利用権に服することになって荒廃する。加えて、新たにフォレストとなった地域の者も共同利用有資格者となってそれを行使して荒廃を進める。ウイットルウッド・フォレストのベイリフは狩猟長官 (Master of the Game) スペンサー卿に次のように訴えている。「閣下が1年以上も、沈黙を続けられるなら、狩猟ができなくなってしまうでしょう。われわれは、フォレストの各方面でシカ泥棒や元フォレストの住民 (purliue men) から攻撃を受けています。」Pettit, *Royal Forests*, pp. 92-3.

### チャールズ1世のフォレスト法復活とその示談

族は、王権による私権侵害に反発した。1642年以降の内乱において、彼らが直ちに議会派に走ることはなかったものの、<sup>82)</sup> 内乱突入直前の長期議会において「船舶税廃止法」と同日の41年8月7日に「フォレスト確定法」を成立させ、フォレストの境界をジェームズ1世治世20年時のものに戻している。フォレストの拡大（示談による解除）という新政策を明確に否定したのである。国王はその大権の恣意的活用を否認されたのである。<sup>83)</sup> チャールズによるフォレスト政策のもう一つの犠牲者である「森の住民」は、共同権喪失に対する抵抗と反発を、その後の革命政権下においても止むことなく続けた。

2010年4月18日

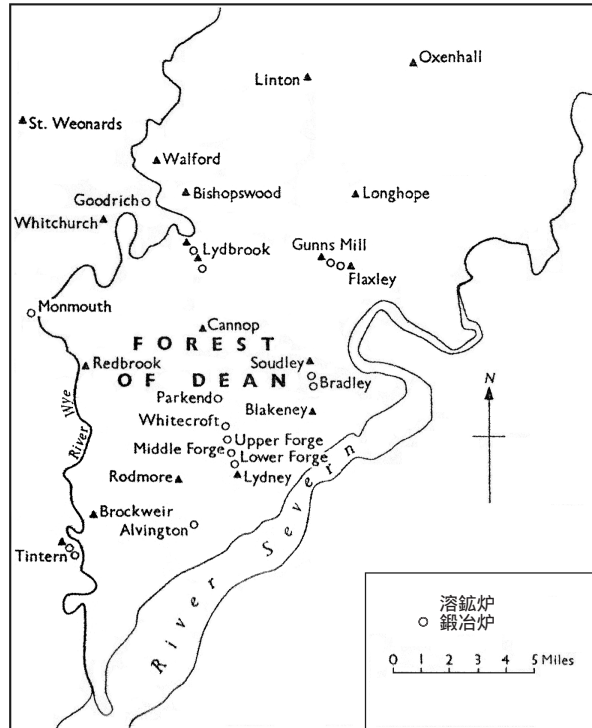


付図1 ディーン・フォレストの概略図

出所：C.E. Hart, *Royal Forest a history of Dean's woods as producers of Timber*, p. xxii.

82) フォレスト法拡大に対する社会的上層部の批判が清教徒革命の(少なくとも直接的)原因となったことは出来ないであろう。多くが王党派となったことは事実であり、船舶税の徴収に当たったシェリフ経験者が議会派に走ったことと対照的である。しかし、本文で見ると、長期議会でフォレスト法的人為的乱用が批判され「フォレスト確定法」が1641年に成立したこと自体、財政封建制批判の一環をなしており、清教徒革命の直接的原因ではなくとも国王への「偏見と誠心減退をもたらした(サースク)」ことには間違いないと思われる。

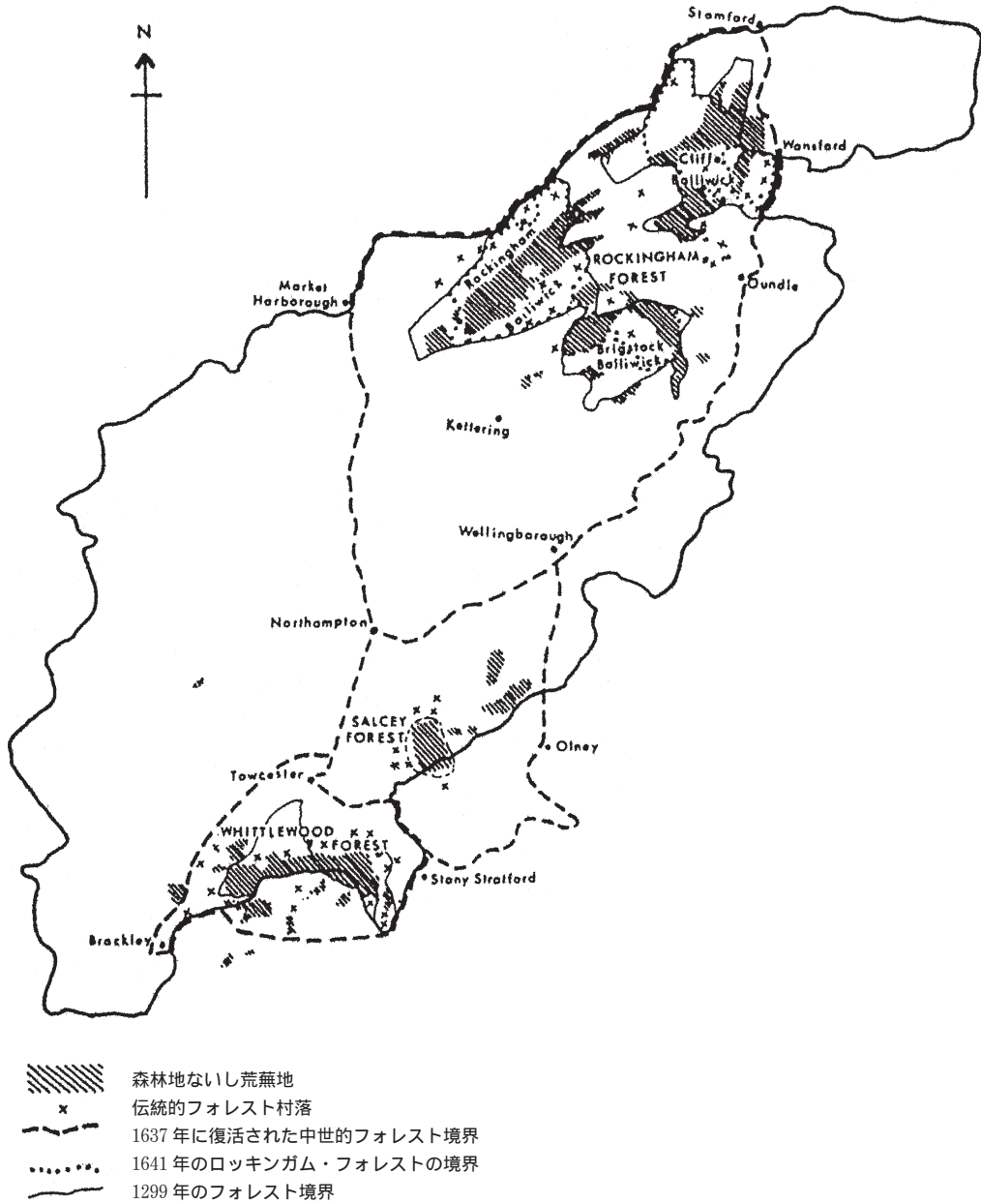
83) クラレンドンは、この「確定法」によって国王は20万ポンドの収入を失ったとしている。Clarendon,



付図2 17世紀から18世紀初期におけるディーン・フォレストにおける木炭溶鉱炉と鍛冶炉

出所: C.E. Hart, *Royal Forest a history of Dean's woods as producers of Timber*, p.117.

*A History of the Rebellion*, 1, p. 501. ロッキンガム・フォレストの有力家族は、「確定法」によって復帰した境界を確認する文書の謄本を保蔵した。国王とホランド伯による再フォレスト化が繰り返されない保証として保蔵したのである。Pettit, *Royal Forests*, pp.93-4; Hart, *Royal Forest*, p. 131.



付図3 ノーサンプトンシャーにおけるフォレスト法の復活

出所: P.A.J. Pettit, *The Royal Forests of Northamptonshire*, p. 89.

Summary

## The Revival of the Forest Law and its Composition under Charles I

Amongst the quasi-legal expeditions employed by Charles I to raise revenue without recourse to Parliament was the attempt to reimpose forest law and to extend the boundaries of the forests. This new forest policy was a sort of fiscal policy, along with ship-money, compulsory knighthood and various new impositions. This policy was introduced by W. Noy, Attorney General and then reinforced by the Earl of Holland, Chief Justice of Forests. Justice Seats (i.e. court of Eyre) were the recognized method of prosecuting major offenders against the forest law. But the Eyre had been seldom held for centuries. Noy and Holland revived the Eyre and the forest law. Although the fines imposed by Holland were absurdly heavy, there could be no legal objection to the holding of Eyre. However the arbitrary reversion to the early medieval perambulations (i.e. the extension of the boundaries of the forests) with the intention of compounding with landowners for disafforestation of their property, was extremely difficult to justify. The revival of forest law raised protests against the arbitrary exploitation of the royal prerogative. The Long Parliament passed 'Act for the Certainty of Forests' by which forest bounds were henceforth restricted to their extent at the end of James I' reign. This act and the act of the repudiation of ship-money were passed on the same day (7 August 1641). After all, these were presumably regarded as a cause of the Civil Wars.